

# 岐南町一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

岐南町

# 目次

## 第1部 計画の策定にあたって

### 第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の背景 .....	1
2. 本町を取り巻く状況の変化 .....	2
(1) 国 .....	2
(2) 岐阜県 .....	2
(3) 岐阜羽島衛生施設組合 .....	2
3. 計画の範囲 .....	3
4. 計画の位置付け .....	3
(1) 法的位置づけ .....	2
(2) 関連法令との関係 .....	2
5. 計画の期間 .....	4
6. 進捗管理 .....	5

### 第2章 岐南町の概況

1. 自然環境 .....	6
(1) 位置・地形 .....	6
(2) 気象 .....	7
2. 社会環境 .....	8
(1) 人口動態 .....	8
(2) 産業の動向 .....	10
3. 土地利用 .....	13

## 第2部 ごみ処理基本計画

### 第1章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理行政の歩み .....	14
2. ごみ処理の現状 .....	16
(1) ごみの区分 .....	16
(2) ごみ処理フロー .....	17
(3) 生活系ごみの分別区分 .....	18
(4) 事業系ごみ .....	19
(5) 処理しないごみ .....	19
(6) 収集・運搬 .....	20
(7) 中間処理 .....	21
(8) 最終処分 .....	21
3. ごみの排出量 .....	22

(1)ごみ排出区分の定義 .....	24
(2)ごみ総排出量 .....	25
(3)生活系ごみ排出量 .....	25
(4)事業系ごみ排出量 .....	26
(5)再生利用率 .....	26
(6)最終処分量 .....	27
4. ごみ処理の経費 .....	28
5. 前計画の総括 .....	29
(1)目標達成状況 .....	29
(2)施策実施状況 .....	32
6. ごみ処理の評価と課題 .....	35
(1)一般廃棄物処理システム評価 .....	35
(2)家庭のごみについてのアンケート調査結果 .....	36
(3)ごみ処理の課題 .....	40

## 第2章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念 .....	41
2. 基本方針 .....	41
3. 各主体の役割 .....	42
(1)住民の役割と行動 .....	42
(2)事業者の役割と行動 .....	42
(3)本町の役割と行動 .....	42
4. 目標値と将来ごみ量 .....	42
(1)数値目標 .....	42
(2)モニター指標 .....	45
(3)人口推計 .....	46
(4)ごみ発生量の予測 .....	47
5. 目標達成に向けた施策 .....	52
6. スケジュール .....	55

## 第3部 食品ロス削減推進計画

1. 食品ロス削減推進計画策定の目的 .....	56
2. 食品ロス発生現状 .....	57
3. 食品ロス発生量 .....	58
(1)岐阜県 .....	58
(2)本町 .....	58
4. 基本的な目標 .....	59
(1)食品ロスの削減目標 .....	59
(2)食品ロスの削減に取り組む住民の割合 .....	59

5. 施策の展開 .....	60
6. 施策の推進 .....	61
(1)各主体の役割 .....	61
(2)推進体制 .....	64

## 第4部 生活排水処理基本計画

### 第1章 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水の処理主体 .....	65
2. 生活排水の処理体系 .....	66
3. 生活排水処理形態別人口の推移 .....	66
4. し尿及び浄化槽汚泥の発生状況 .....	68
5. 収集・運搬 .....	69
6. 生活排水処理施設 .....	69
(1)公共下水道 .....	69
(2)し尿処理施設 .....	70
7. 前計画の目標達成状況 .....	71
8. 生活排水処理の課題 .....	71
(1)公共下水道接続率の向上 .....	71

### 第2章 生活排水処理の基本方針

1. 基本理念 .....	72
2. 基本方針 .....	72
3. 数値目標 .....	72
4. 生活排水処理形態別人口の将来予測 .....	73
5. し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測 .....	74

### 第3章 生活排水処理の基本施策

1. 生活排水処理施設における整備の推進 .....	75
(1)下水道接続率の向上 .....	75
2. し尿・浄化槽汚泥の適正処理 .....	75
(1)収集・運搬 .....	75
(2)中間処理・最終処分 .....	75
3. 普及啓発の推進 .....	75
(1)浄化槽の適正な維持管理の啓発 .....	75
(2)環境に対する意識向上の推進 .....	75
(3)家庭における発生源対策の促進 .....	75

## 資料編

資料1 岐南町におけるごみ処理の基本方針について(協議会提言)

資料2 岐南町ごみ有料化の基本方針

資料3 家庭のごみと川についてのアンケート調査結果

資料4 パブリックコメント

資料5 ごみ排出量の推計

# 第 1 部 計画の策定にあたって

## 第 1 章 計画の基本事項

### 1. 計画策定の背景

我が国の社会情勢は変化し続けており、異常気象による災害の多発や、令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症の流行により住民の生活は大きく変化しました。気候変動、生物多様性の損失及び汚染に関わる複合的な危機や課題に直面し、今後、町としての役割や対応もさらに複雑・多様化していくことが考えられます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければなりません。岐南町(以下、「本町」という。)は、平成 28 年 2 月に見直しを行った岐南町一般廃棄物処理基本計画(以下、「前計画」という。)により、ごみの適正処理やエコステーションの運営など、資源リサイクルによるごみ減量に取り組んできました。また、廃棄物減量等推進協議会を設置し、紙類のリサイクルを推進するため「雑がみ」回収の導入や、可燃ごみ袋の利便性向上のため袋の形状変更などにも取り組んできました。

こうした中、令和 9 年 4 月稼働予定で羽島市内に建設中の次期ごみ処理施設(以下、「次期ごみ処理施設」という。)の負担金は、各市町のごみ排出量により決定されることから、さらなるごみ減量への取り組みが急務となりました。

新たなごみ減量の取り組みについて協議を行うため、廃棄物減量等推進協議会を「岐南町廃棄物処理対策協議会」に改め設置しました。この協議会は、令和 6 年 6 月から 9 月にかけて 4 回の協議を実施し、その結果を、令和 6 年 10 月に「岐南町におけるごみ処理の基本方針について(提言)」として岐南町長に手渡されました。

本町はこの提言を重く受け止め、また自治会の在り方検討会や環境美化監視員からの意見を踏まえ、「岐南町ごみ有料化の基本方針」を定め、令和 7 年 10 月から分別区分・収集方法の変更、令和 8 年 4 月からの家庭系可燃ごみ有料化を実施することとなりました。

この度、令和 7 年度に前計画の期限を迎えるとともに、令和 8 年度から始まるごみ有料化に伴って、より一層の廃棄物の減量と資源化を促進するため、新たな岐南町一般廃棄物処理基本計画[令和 8 年度～令和 17 年度](以下、「本計画」という。)を策定します。なお、策定にあたっては、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画」を内包します。

## 2. 本町を取り巻く状況の変化

### (1) 国

令和 6 年 5 月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、「環境保全」を通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」、「人類の福祉への貢献」を目指し、環境負荷の総量削減と良好な環境の創出・地下資源依存から地上資源基調の経済社会システムへの転換を掲げています。また、分野横断的な 6 つの重点戦略として、「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築や「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心かつ健康で心豊かな暮らしの実現などが、循環型社会に関係する施策として掲げられています。

令和 6 年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を前面に打ち出し、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現に向け、重要な方向性として、「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」などを掲げ、その実現に向けて概ね 2030 年までに国が講ずべき施策と指標・目標を示しています。

### (2) 岐阜県

岐阜県は、循環型社会の形成を目指して取り組むための基本的な方針として、令和 3 年 3 月に第 3 次岐阜県廃棄物処理計画を策定しました。この計画では、廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進、美しい生活環境の保全、災害・感染症・気候変動への備えを 3 つの基本的な考え方として、具体的な施策と各主体の役割を定めています。

### (3) 岐阜羽島衛生施設組合

本町の廃棄物の中間処理を行っている岐阜羽島衛生施設組合（以下、「組合」という。）は昭和 40 年 2 月に岐阜市境川地内にごみ処理施設を建設し、岐阜市南部、羽島市、本町及び羽島郡笠松町の一般廃棄物を共同処理してきましたが、地域住民との覚書により、平成 28 年 4 月に稼働を停止しました。

その後、組合は、関係市町の安定的、継続的なごみ処理体制を再構築するために、令和 3 年 3 月に建設用地を取得し、令和 9 年 4 月の稼働開始に向け、羽島市福寿地区に次期ごみ処理施設の整備を進めています。

また、竣工後 45 年以上が経過し老朽化しているし尿処理施設についても、施設整備手法等について、技術検討委員会で検討が開始されています。

### 3. 計画の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図1-1-1に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を、本計画の範囲とします。

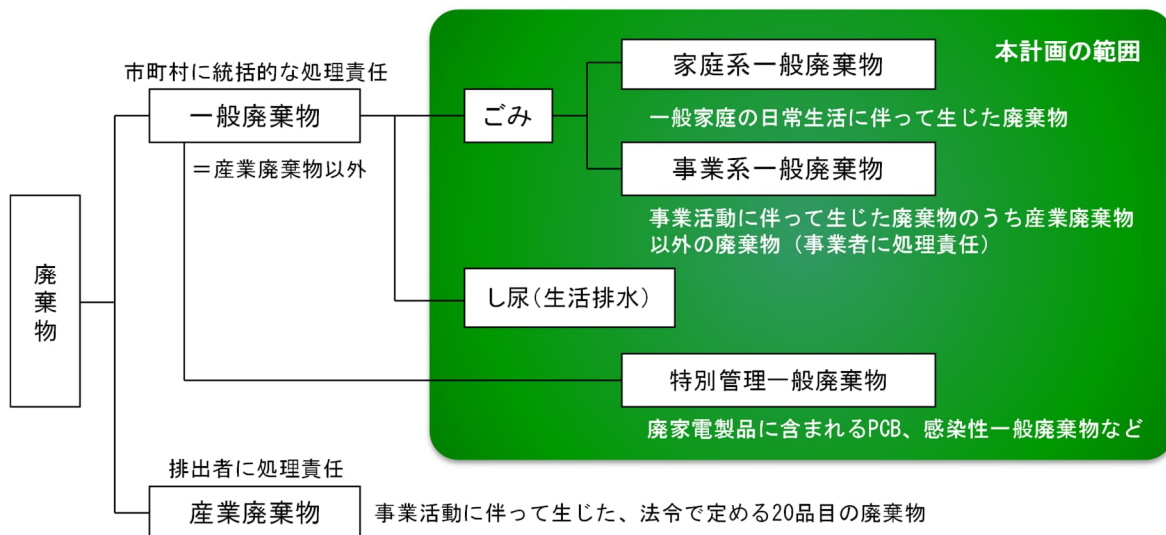


図 1-1-1 廃棄物の種類と計画の範囲

### 4. 計画の位置付け

#### (1) 法的位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために市町村ごとに定める行動計画です。

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画を定めなければなりません。

一般廃棄物処理計画は、ごみ処理計画と生活排水処理計画から構成され、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める10～15年先の目標を定める「基本計画」と、基本計画を実施するために必要な各年度の事業について定める「実施計画」から構成されます。

#### (2) 関係法令との関係

本計画と関連計画との位置づけを整理すると、図1-1-2に示すとおりであり、本計画は、本町総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法及び県の廃棄物処理計画の趣旨に則った計画です。

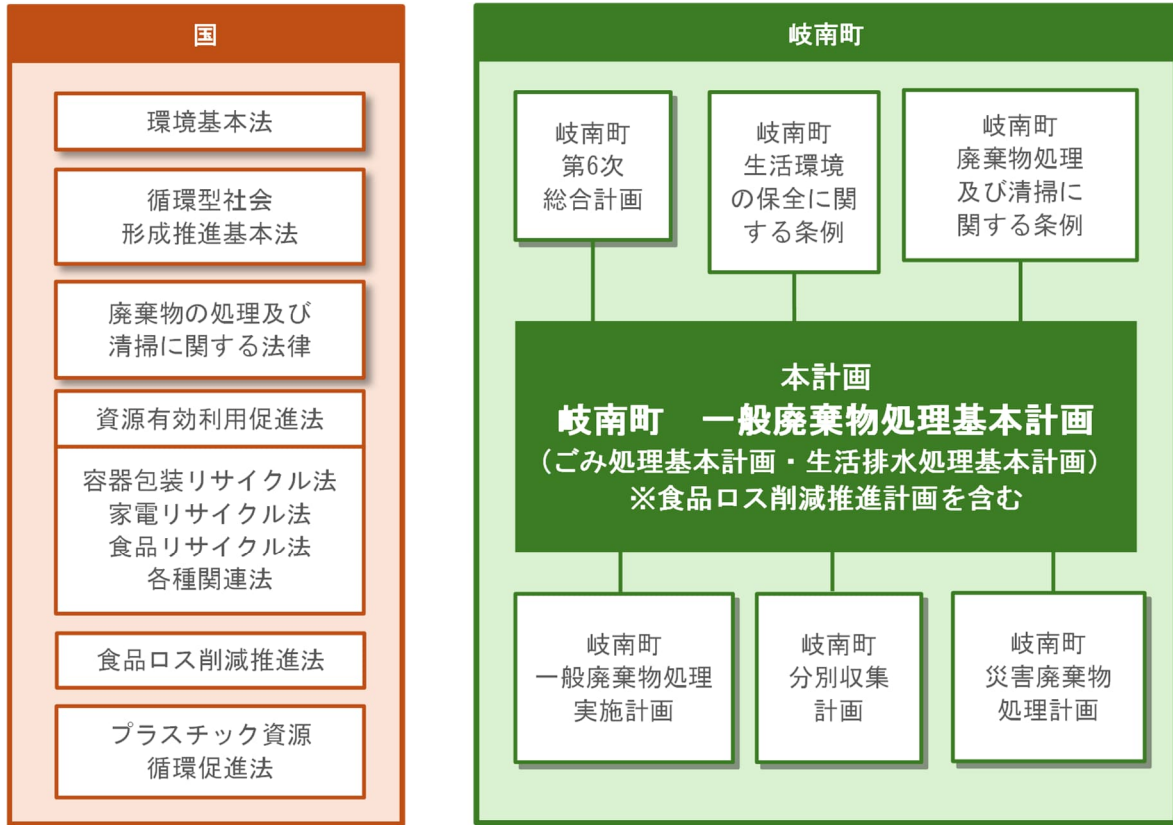


図 1-1-2 計画の位置づけ

### 5. 計画の期間

本計画の期間は、図1-1-3 に示すとおりであり、令和 8 年度から令和 17 年度の 10 年間とします。なお、計画は 5 年ごとに見直すこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

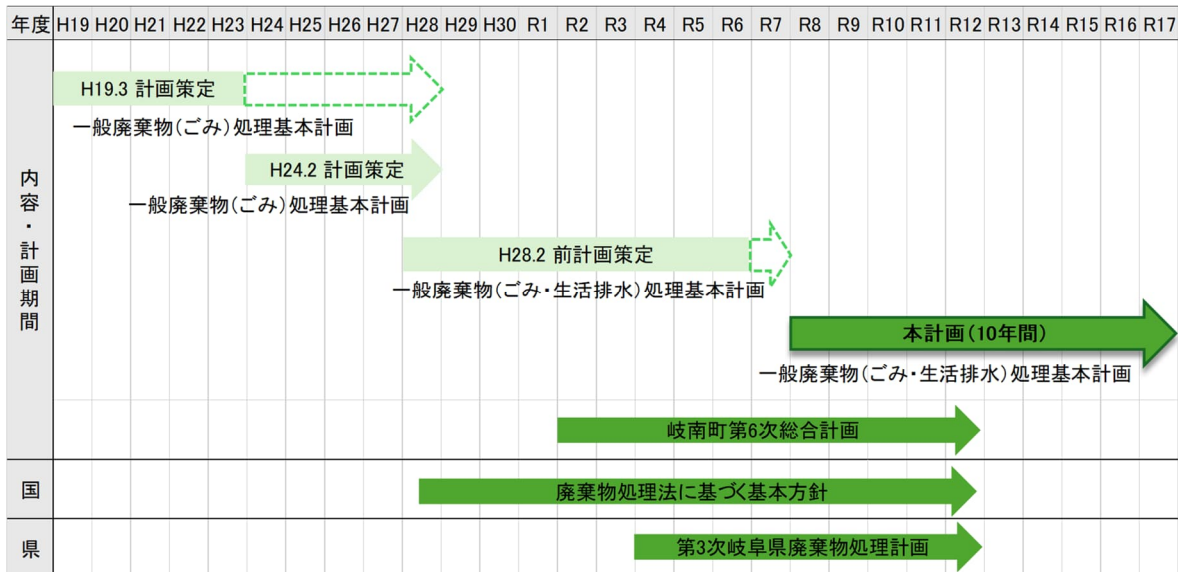


図 1-1-3 計画の期間

## 6. 進捗管理

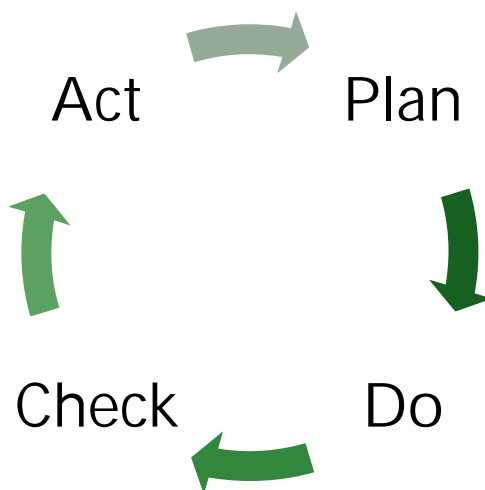
毎年の施策の進捗管理に加え、概ね5年ごとの計画見直し時には、施策ごとの実施状況を評価します。この評価結果を踏まえて廃棄物処理対策協議会が施策ごとに「継続」「中止」「変更」を判断します。

表 1-2-1 PDCA サイクルの枠組み

項目	毎年度	見直し時
点検・評価の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>進捗管理指標の把握</li> <li>施策の実施状況</li> </ul>	毎年度の項目に下記を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理状況の把握</li> <li>町民意識の調査</li> </ul>
点検・評価の主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当課による点検・評価</li> <li>廃棄物処理対策協議会に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当課による点検・評価</li> <li>廃棄物処理対策協議会による判断</li> </ul>
点検・評価の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本指標</li> <li>モニター指標</li> </ul>	毎年度の項目に下記を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物発生量</li> <li>一般廃棄物処理フロー</li> <li>町民の意識・意向</li> </ul>
見直し・改善の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>データを分析し、施策の見直しや改善策を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理基本計画に反映</li> </ul>
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページなどで公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページなどで公表</li> </ul>

### 4. 見直し

- ◇ごみ処理状況や住民満足度の把握
- ◇未達成項目の施策及び目標の見直し



### 1. 計画の策定

- ◇目標値・指標値の設定
- ◇目標達成のための施策の決定

### 2. 施策の実施

- ◇計画に基づいた施策の実施

### 3. 進捗状況の評価

- ◇データによる毎年の評価
- ◇未達成項目の施策の見直し

図 1-1-4 PDCA サイクルのイメージ

## 第2章 岐南町の概況

### 1. 自然環境

#### (1) 位置・地形

本町は、岐阜県の南部に位置し、北から西にかけては岐阜市、東は各務原市、南は羽島郡笠松町や愛知県一宮市と隣接しています。町は東西5km、南北3km、面積は7.91km<sup>2</sup>で、岐阜県内では2番目に面積が小さい自治体です。

本町は濃尾平野の北部に所在し、ほぼ平坦な地形となっています。町の北側には境川が、南側には木曾川があり、これらが西流しているため、町の西側ほど標高がやや低くなっています。なお、八剣や徳田には周辺より標高が数メートル高い帯状の地形が境川に沿って見られます。これらは自然堤防や砂丘であり、古くから集落が形成されていました。

近現代には用排水路網の整備が進み、町の中央部を中部排水路が、南部を羽島用水が東西に流れています。



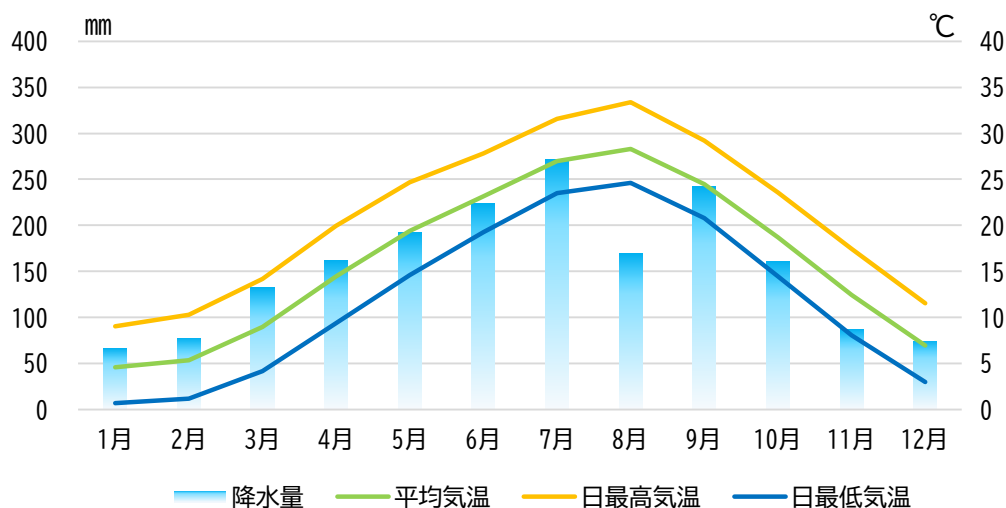
図1-2-1 岐南町の地勢

## (2) 気象

本町は太平洋岸気候区に属し、温暖多湿な気候となっています。

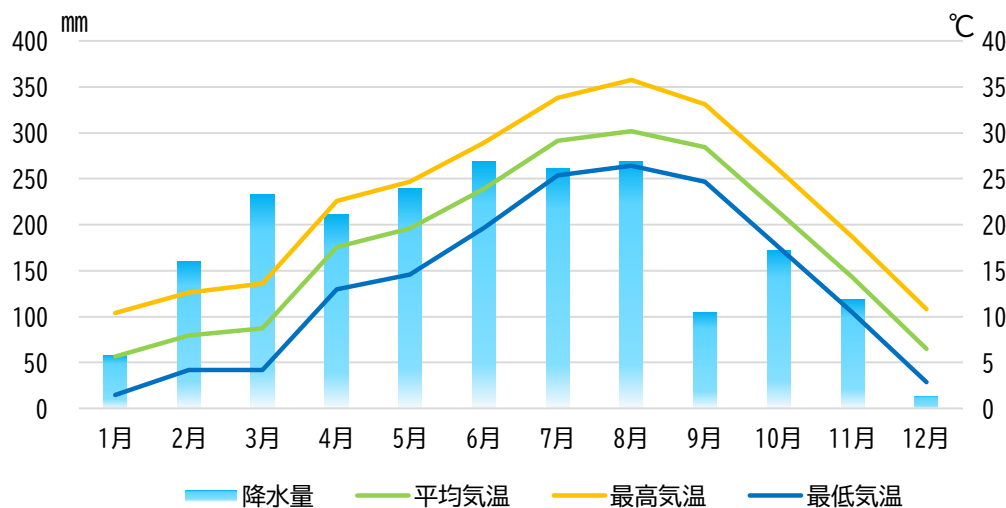
年平均気温の平年値は 16.2℃です。夏季は太平洋高気圧に覆われて猛暑日が続き、近年は顕著な高温となる日も見られます。冬季は北西からの季節風が吹き、雪雲が町内に流れ込むこともあります。

年降水量の平年値は 1860.7mm です。停滞前線や低気圧(台風)の影響を受けやすい6～7月、9月の降水量が多い傾向にあります。



(出典:岐阜地方気象台観測 2020年平年値)

図 1-2-2 月平均気温、月降水量の平年値



(出典:2024年 岐阜地方気象台観測)

図 1-2-3 直近の月平均気温、月降水量の推移

## 2. 社会環境

### (1) 人口動態

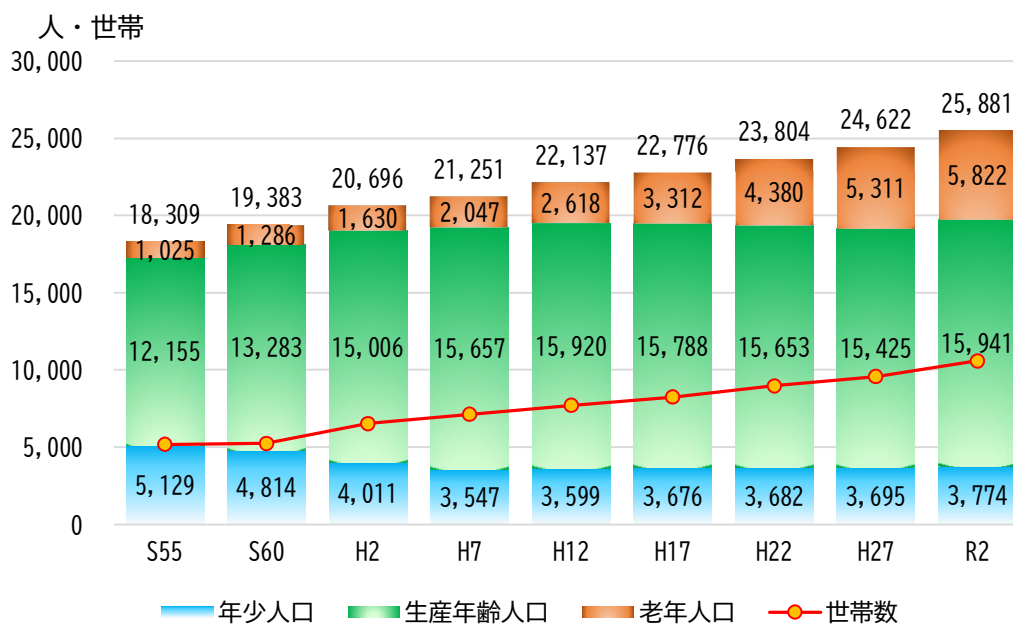
#### ① 人口及び世帯数

本町の総人口は、昭和 55 年以降一貫して増加しており、令和2年には25,000 人を上回りました。昭和 55 年と比較して 7,500 人程度増加しています。平成 27 年から令和2年の人口増加率は 5.1%で、県内の市町村で最も大きな増加率となっています。

年少人口(0～14 歳人口)は、昭和 55 年から平成7年にかけて減少傾向でしたが、その後は微増傾向にあります。一方で、総人口に占める割合は低下傾向が続いており、昭和 55 年に 28.0%だった割合が令和2年には 14.6%となっています。この割合は県内の市町村で3番目の高さです。

生産年齢人口(15～64 歳人口)は、平成2年以降ほぼ横ばい傾向にあり、15,000 人台を推移しています。総人口に占める割合は令和2年時点で 62.6%であり、県内の市町村で2番目の高さです。

老年人口(65 歳以上人口)は、昭和 55 年以降一貫して増加しています。特に平成 17 年から平成 22 年にかけては 5 年間で 1,000 人程度の大きな増加ペースでした。総人口に占める割合(高齢化率)は令和2年時点で 22.5%であり、県内の市町村で2番目の低さです。



(出典:国勢調査)

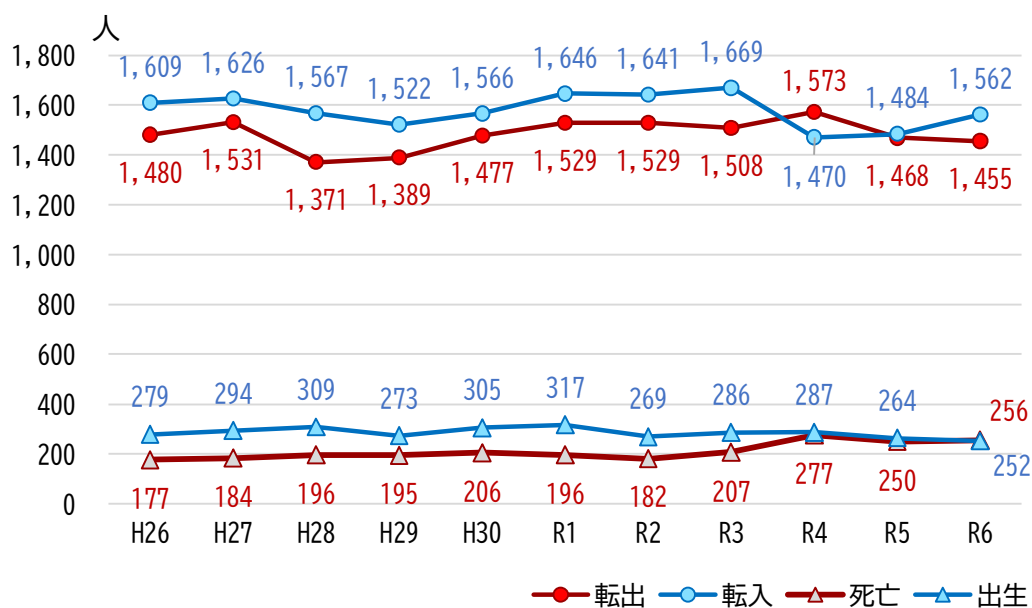
図 1-2-4 岐南町の人口・世帯数の推移

## ② 流動人口

人口動態とは、「自然動態」と「社会動態」を合わせた人口の動き(増減)のことをいいます。「自然動態」とは、出生・死亡に伴う人口の動きであり、「社会動態」とは、転入・転出に伴う人口の動きです。

本町の自然動態は、出生数が死亡数を上回る「自然増」の年が多いですが、近年はその増加幅が減少傾向にあります。

本町の社会動態は、転入が転出を上回る「社会増」の状態がこれまで続いてきましたが、令和4年からは増減がほぼ均衡状態となっており、令和6年には転入が転出をわずかに上回っています。



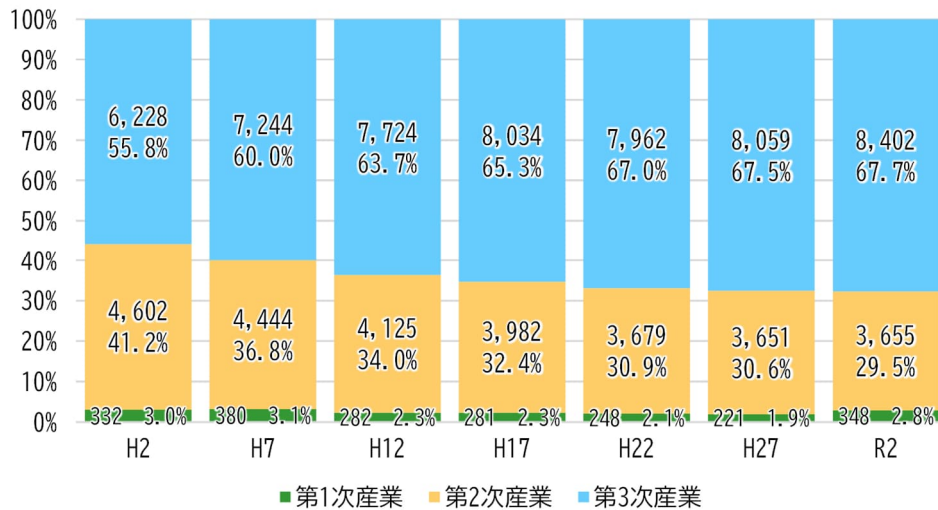
(出典:岐阜県人口動態統計調査)

図 1-2-5 人口動態の推移

## (2) 産業の動向

### ① 産業別就業人口

本町の就業者数は、令和2年現在で 12,475 人です。第3次産業就業人口が占める割合は増加傾向にあります。

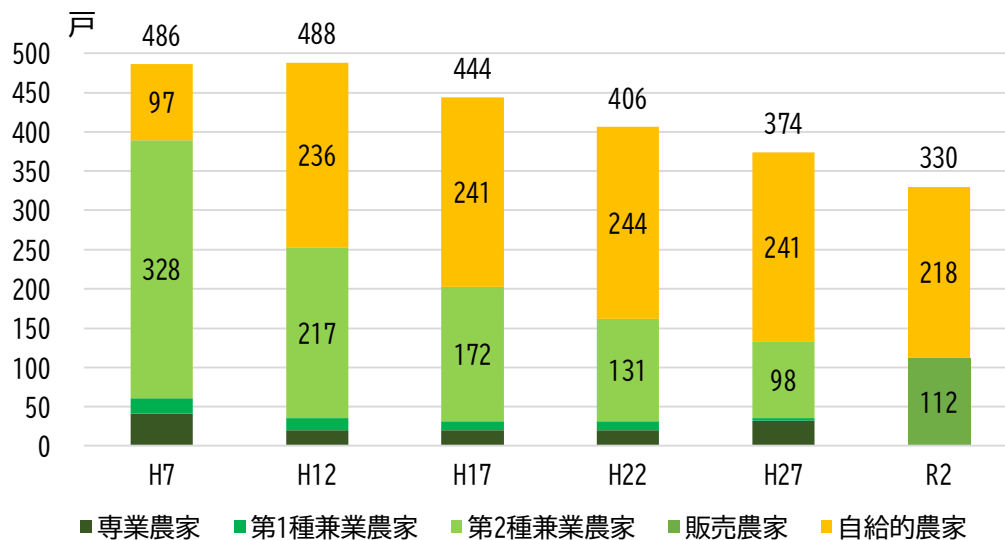


(出典:国勢調査)

図 1-2-6 産業別就業人口の割合

### ② 農業

本町の総農家数は、令和2年現在で 330 戸です。総農家数は減少傾向が続いています。



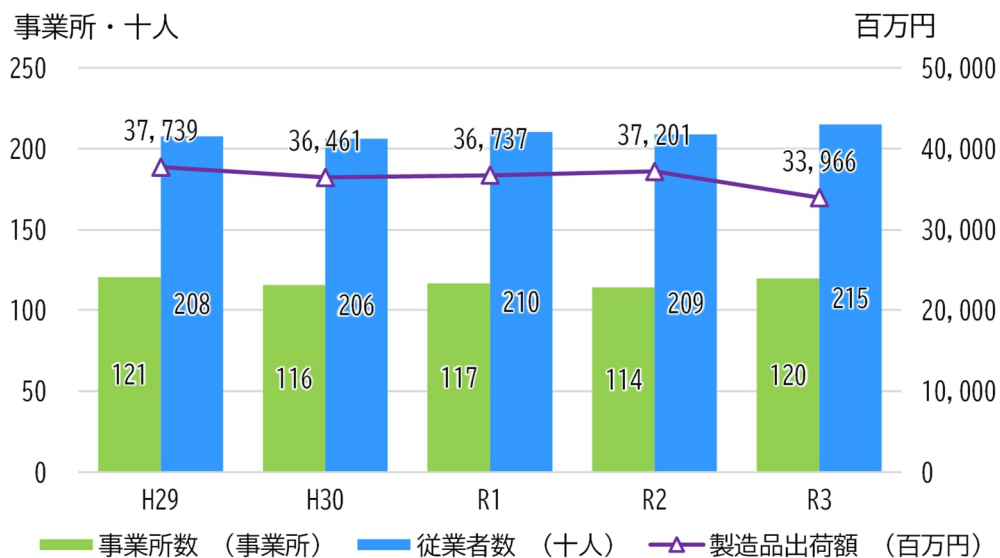
※専業業別区分の廃止に伴い、令和2年は販売農家として記載

(出典:農林業センサス)

図 1-2-7 農家数の推移

### ③ 工業

本町の製造業事業所数は近年減少傾向にあります。一方で、製造業従業者数は近年2,000～2,100人程度とほぼ横ばいで推移しています。製造品出荷額は300億円台を推移しています。

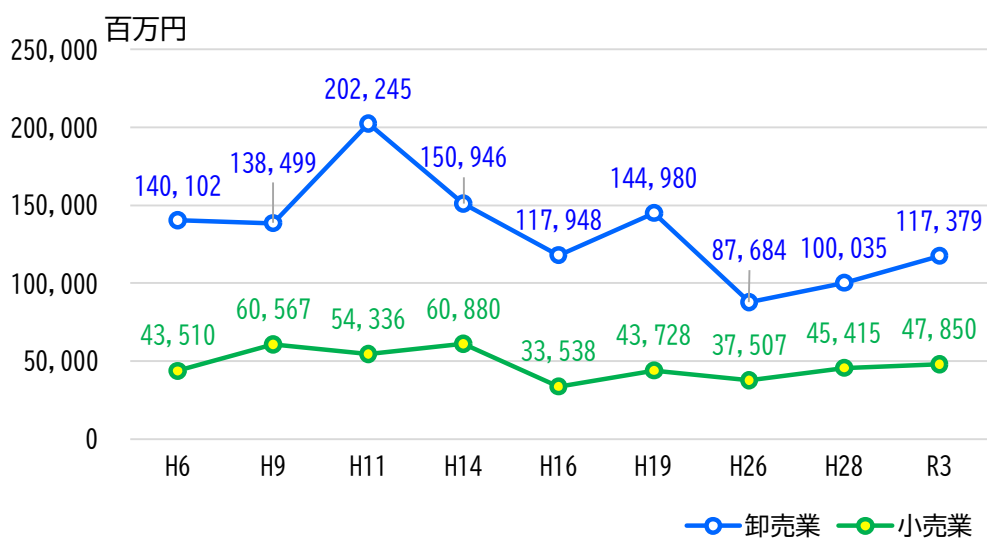


(出典:工業統計調査、経済センサス)

図 1-2-8 製造業の事業所・従業員数及び製造品出荷額の推移

### ④ 商業

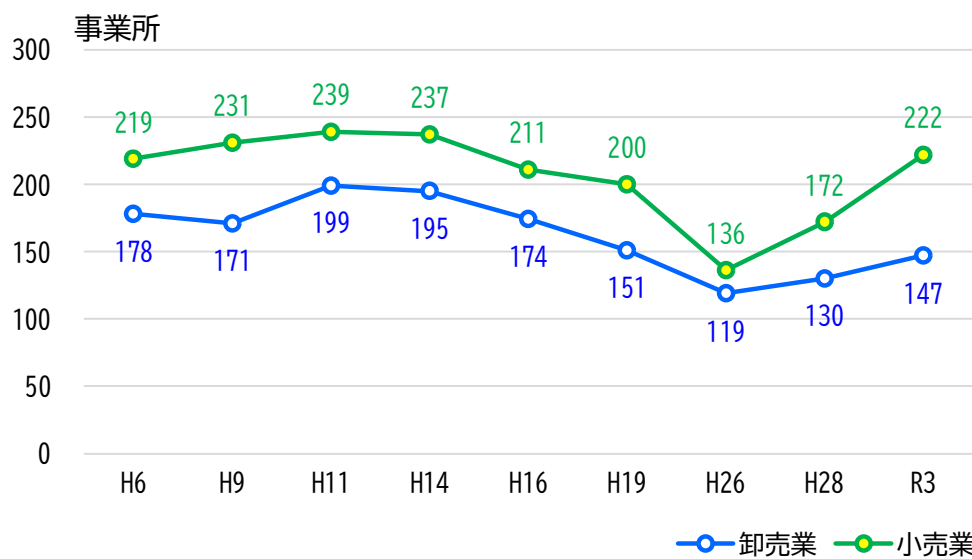
本町における卸売業の商品販売額は、年による変動があるものの、平成26年にかけて減少傾向にありましたが、近年はやや増加する傾向が見られます。小売業はほぼ横ばい傾向にあり、近年は400億円前後で推移しています。



(出典:商業統計、経済センサス)

図 1-2-9 商品販売額の推移

本町における商店数は、卸売業、小売業ともに平成 26 年にかけて減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあります。



(出典:商業統計、経済センサス)

図 1-2-10 商店数の推移

### 3. 土地利用

本町では人口増加に伴う都市化が進んでおり、町全体のおよそ半分が宅地となっています。一方で、田・畑はいずれも減少傾向にあります。

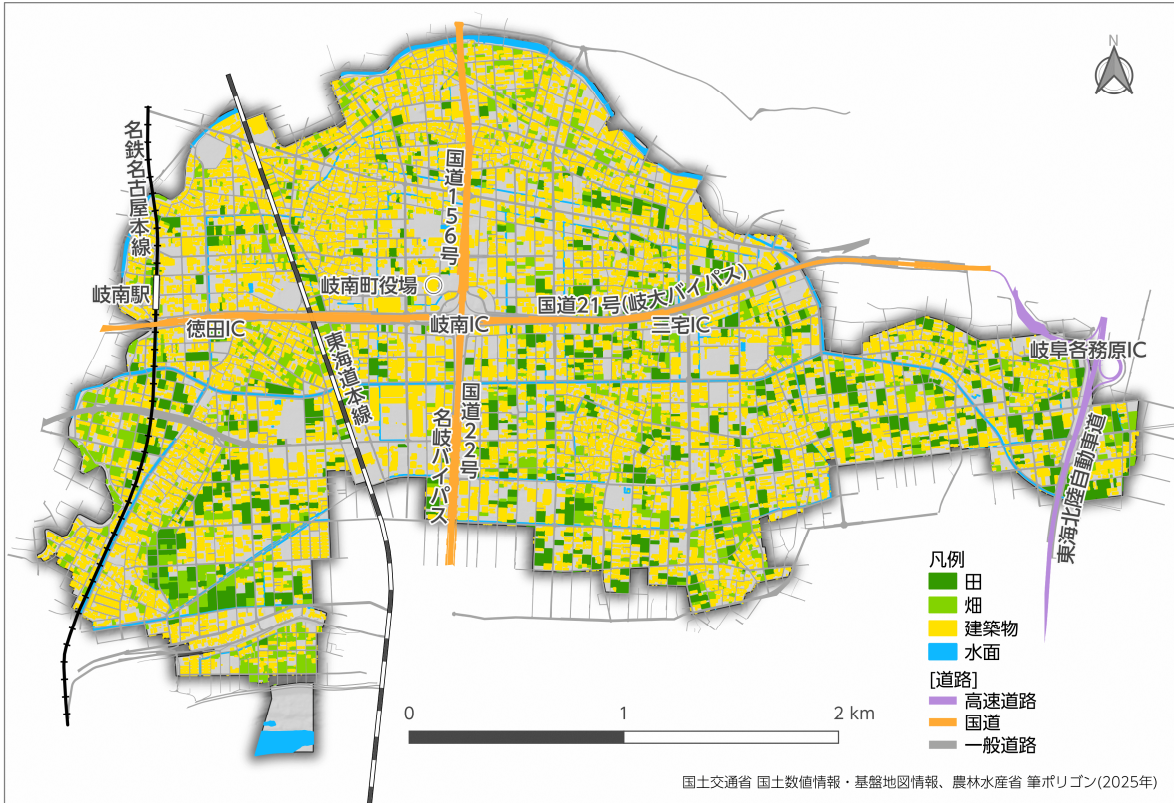
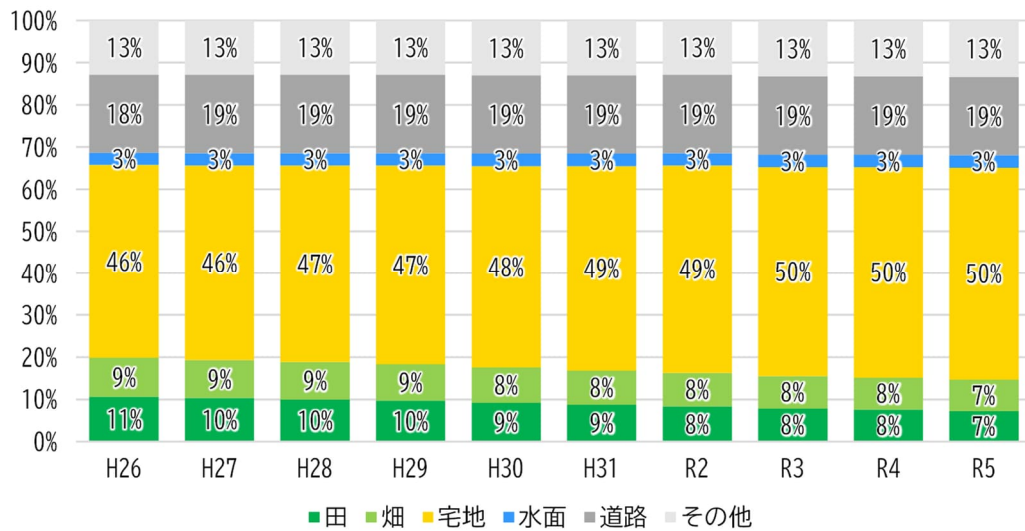


図 1-2-10 岐南町の土地利用



(出典:岐阜県 都市建築部、町税務課)

図 1-2-11 地目別土地面積の推移

## 第 2 部 ごみ処理基本計画

### 第 1 章 ごみ処理の現状と課題

#### 1. ごみ処理行政の歩み

本町の清掃事業の経緯は、表 2-1-1 に示すとおりです。

表 2-1-1 清掃事業等の経緯年表

年度	事業の経緯
昭和 31	10 月 1 日、八剣村と上羽栗村が合併し、岐南町制施行
36	岐阜市、羽島郡 4 町で、岐阜市羽島郡衛生施設組合設立
38	組合のし尿処理施設竣工、し尿の広域処理を開始
40	組合のごみ処理施設竣工、ごみの広域処理を開始
49	岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例公布
53	下水道事業認可
59	岐南町ごみ減量化に関する助成金制度(コンポスト助成金)開始
平成 4	資源回収奨励金制度開始
5	生活排水対策推進地域に指定 岐南町を清潔で美しいまちにする条例公布
6	生活排水対策推進計画策定
7	4 月:びん、缶の分別回収開始 可燃ごみ指定袋制度開始
8	岐南町環境美化監視員発足
9	4 月:ペットボトルの分別回収開始
10	電動生ごみ処理機購入助成金制度開始
13	10 月:プラスチック製容器包装の分別回収開始
14	7 月:紙製容器包装類の分別回収開始 剪定ごみ粉碎機購入助成金制度開始 羽島市加入により組合名称を、岐阜羽島衛生施設組合に改称
18	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定
20	エコ・ステーション開設 レジ袋有料化開始
22	4 月:緑ごみの分別回収開始 ダンボールコンポスト購入助成金制度開始 資源回収奨励金制度廃止
23	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画見直し 災害廃棄物処理計画策定

年度	事業の経緯
平成 24	廃棄物減量等推進協議会発足 生活排水対策推進計画改訂
27	3月:岐阜羽島衛生組合のごみ処理施設停止 一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画策定
28	6月:岐阜羽島衛生施設組合次期施設の用地(羽島市内)決定 民間業者(県外)による処理開始 雑がみの分別回収開始
29	可燃ごみ指定袋変更
令和元	事業系可燃ごみ有料化
3	災害廃棄物処理計画改定
4	3月:災害廃棄物等の処理に関する基本協定(大栄環境㈱)
5	岐南町公式 LINE によるごみの分別検索提供開始
6	4月:岐阜羽島衛生施設組合次期施設建設工事起工 10月:岐南町廃棄物処理対策協議会が町にごみ有料化に関する提言書を提出 11月:岐南町ごみ有料化の基本方針を策定 3月:岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正 岐南町廃棄物処理対策協議会設立
7	10月:紙類、古着類の自治会毎の収集を廃止 10月:不燃ごみ、燃える大型ごみ、緑ごみを自治会毎の収集から拠点回収に変更 10月:自己搬入施設開設 10月:不燃ごみ、燃える大型ごみの分別区分を粗大ごみに統一

## 2. ごみ処理の現状

### (1) ごみの区分

本町が処理を行うごみは、その排出源によって「生活系ごみ」と「事業系ごみ(事業系一般廃棄物)」に分けられます。さらに、生活系ごみのうち処理・処分を必要とする「可燃ごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」を「家庭系ごみ」といいます。

本町が排出量を把握することはできませんが、民間が資源化を行うごみとして、民間事業者による古紙回収、スーパーや家電量販店などの店頭で回収されている食品トレイやインクカートリッジ、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法等に基づく家電製品等のメーカー回収が行われています。なお、笠松競馬場及び厩舎から排出される馬糞については、本計画で把握を行いません。

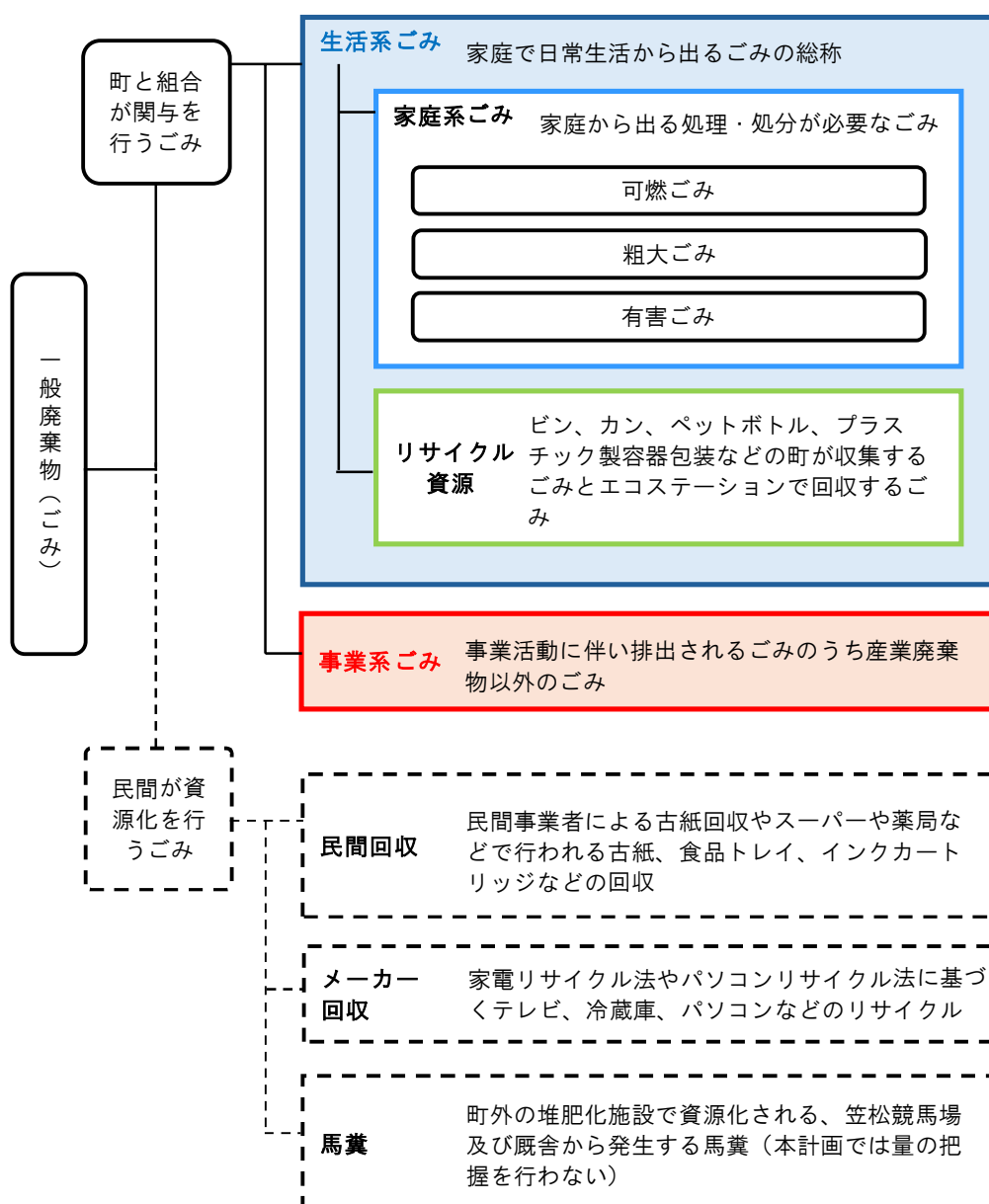


図 2-1-1 ごみの区分

## (2) ごみ処理フロー

令和 7 年10月における本町のごみ処理フローは、図 2-1-2 に示すとおりです。

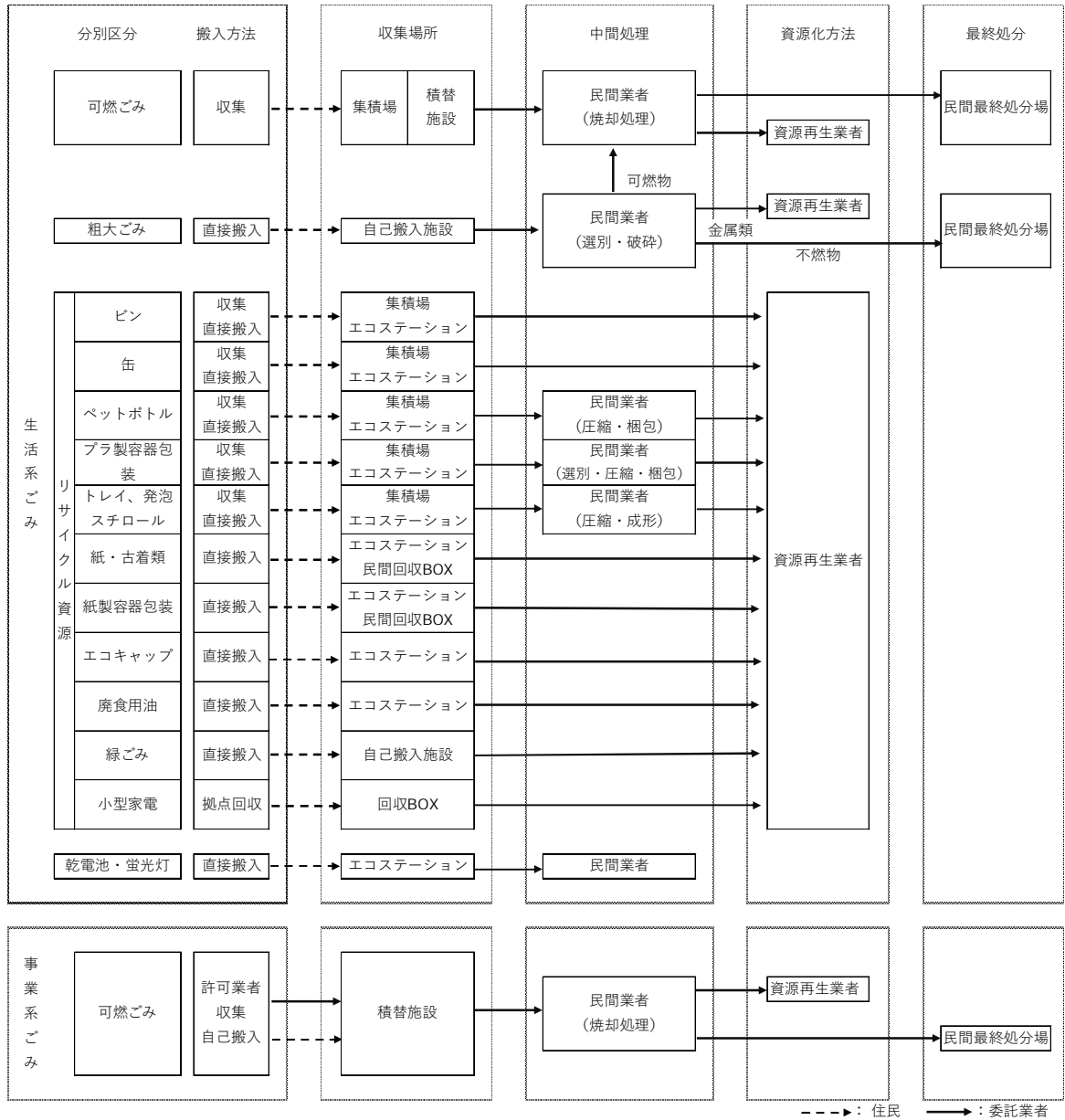


図 2-1-2 ごみ処理フロー(令和 7 年 10 月)

(3) 生活系ごみの分別区分

本町が収集・回収を行う生活系ごみの分別区分は、表 2-1-2 に示すとおりです。

表 2-1-2 分別区分(令和 7 年度)

ごみの種類		内 容
可燃ごみ		台所ごみ(残飯等)、食用油、靴、小物類、紙おむつ等
粗大ごみ	金属類	傘、自転車、小型電化製品、ナベ、フライパン等
	ガラス・がれき類	陶器類:茶碗、皿、植木鉢等 ガラス類:グラス、電球、ガラス製食器等
	燃える大型ごみ	木製品類:タンス、木製机、ソファ等 プラスチック製品類:玩具、ビデオテープ、カセットテープ等 その他:毛布、布団、カーペット、カーテン等
リサイクル資源	ビン類	無色透明、茶色、その他の色に分別
	缶類	スチール缶、アルミ缶に分別
	ペットボトル	飲料用ペットボトル
	プラ製容器包装	プラスチック製容器包装マークの付いた、ケース、パック、カップ、袋、ボトル、チューブ等
	トレイ・発泡スチロール	食品用白色トレイ、発泡スチロール
	紙・古着類	新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、ボール紙、衣類、牛乳パック等
	紙製容器包装	紙製容器包装マークの付いた、紙箱、包装紙、紙袋、台紙等
	蛍光管	蛍光管
	乾電池	乾電池
	エコキャップ	エコキャップ
	廃食用油	廃食用油
	緑ごみ	剪定枝、葉、草、竹、切り株、わら、もみがら
	小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機
収集できないごみ	危険なごみ:タイヤ、オイル・塗料、LPG ボンベ、消火器、オートバイ、劇薬・農薬、バッテリー 事業活動に伴うごみ 引っ越しや改築など一時的に排出されるごみ	

#### (4) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者(事業者)の責任において一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼し処理するか、積み替え施設へ自己搬入します。

#### (5) 処理しないごみ

本町が処理しないごみは、表-2-1-3に示すとおりです。

表 2-1-3 町が処理しないごみの例

種類	処理方法
LPGボンベ、消火器、オイル、ペンキ、劇薬・農薬、自動車用バッテリー、タイヤ、畳、ピアノ、金庫、オートバイ、太陽光パネル、焼却灰等	購入した販売店や施工業者等に問い合わせ
引っ越しや改築などにより一時的に排出される多量ごみなど	請負業者または町の許可業者へ依頼して処理
パーソナルコンピューター(資源の有効な利用の促進に関する法律施行令に定める指定再資源化製品)	製造業者に問い合わせ
注射器やカテーテルなどの感染性を有した鋭利なもの	医師会や薬剤師会等と調整して処理
テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、エアコン(室外機を含む)、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷温庫、冷凍庫	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対象となる下記の4品目は、法律によりリサイクルすることが定められています。 ・新しい製品に買い替えする場合 新しい製品を購入するお店に引取りを依頼 ・廃棄する場合 その商品を購入したお店に引取りを依頼 ・自ら持込む場合 郵便局で家電リサイクル券を購入し、最寄りの民間事業所へ直接持ち込み ・処理・運搬を依頼する場合 町の許可業者に依頼

(6) 収集・運搬

本町における家庭系ごみの収集・運搬体制は、表 2-1-4 に示すとおりです。

家庭から出る粗大ごみと緑ごみを持ち込める自己搬入施設、リサイクル資源を持ち込める施設としてエコ・ステーションを開設しています。

事業系ごみの収集・運搬は、許可業者もしくは事業者自ら行います。

表 2-1-4 収集・運搬体制(令和 7 年10月)

ごみの種類		収集形態	収集方法	収集回数	収集容器
可燃ごみ		委託	ステーション 回収	週 2 回	指定袋
リ サ イ ク ル 資 源	びん類		ステーション 回収 (自治会毎)	月 1 回	コンテナ
	缶類				
	ペットボトル			月 2 回	網カゴ
	プラスチック製容器包装				
トレイ・発泡スチロール	月 1 回				

表 2-1-5 自己搬入施設の概要

項 目	内 容
名 称	自己搬入施設
所在地	羽島郡岐南町平成 6-57
開設日時	火曜日、木曜日、第 2・第 4 土曜日(年末年始等は休み) 9 時 00 分～14 時 00 分(12 時 00 分～13 時 00 分除く)
回収品目	粗大ごみ、緑ごみ

表 2-1-6 エコ・ステーションの概要

項 目	内 容
名 称	エコ・ステーション
所在地	羽島郡岐南町平成 6-110
開設日時	月～火曜日、木～土曜日(祝日を含む、年末年始は休み) 10 時 00 分～15 時 00 分
回収品目	びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、トレイ・発泡スチロール、紙・古着類、紙製容器包装、乾電池、蛍光管、廃食用油、ペットボトルキャップ、小型家電

## (7) 中間処理

本町の可燃ごみは、民間のごみ処理施設において、焼却処理が行われています。令和9年4月からは、組合の次期ごみ処理施設で処理を行います。

粗大ごみ(不燃ごみ及び燃える大型ごみ)については、民間業者の中間処理施設で破碎・選別後、焼却処理、資源化、最終処分が行われています。

リサイクル資源のうち、ペットボトル、プラスチック製容器包装、トレイ・発泡スチロールは民間業者の施設で中間処理後に資源再生業者へ、その他は直接資源再生業者に引き渡され、資源化されています。

表 2-1-7 三重中央開発(株)の概要

項目	内容
名称	三重中央開発(株)
所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地
処理能力	ロータリーキルン・ストーカー炉 604t/日
処理対象物	可燃ごみ

表 2-1-8 イー・ステージ(株)の概要

項目	内容
名称	イー・ステージ(株)
所在地	長野県小諸市大字平原 309 番地 1
処理能力	ロータリーキルン・ストーカー炉 110t/日
処理対象物	可燃ごみ

表 2-1-9 次期ごみ処理施設の概要

項目	内容
所在地	岐阜県羽島市福寿町平方地区
施設規模	130t/日(65t/日×2 炉、24 時間稼働)
処理対象物	一般ごみ(可燃ごみ)、破碎残さ可燃物、し尿処理汚泥、災害廃棄物
事業方式	DBO(デザイン+ ビルド+ オペレート)方式
稼働開始予定	令和9年4月

## (8) 最終処分

本町は、最終処分場を有していません。このため、可燃ごみについては、中間処理後、民間の最終処分場に処分を委託しています。

不燃ごみ(ガラス・がれき類)についても、民間の処理業者に最終処分を委託しています。

### 3. ごみの排出量

本町における過去10年のごみ排出量、中間処理量、資源化量及び最終処分量の推移は、表2-1-10に示すとおりです。

表 2-1-10(1) ごみ排出量・処理量の推移

項目	年間日数	366	365	365	365	365		
	和暦	H27	H28	H29	H30	R1		
	西暦	2015	2016	2017	2018	2019		
単位	実績							
行政区域内人口(計画収集人口)	人	24,976	25,280	25,492	25,660	25,899		
目標	1人1日あたりごみ総排出量	q/人・日	1033.9	988.5	973.5	965.3	954.6	
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	q/人・日	566.8	530.4	522.8	502.7	514.6	
	最終処分量	t/年	986.4	293.9	309.1	275.6	284.3	
	最終処分率	%	10.4	3.2	3.4	3.0	3.2	
	ごみ総排出量(ごみ排出量)	t/年	9451.3	9120.9	9057.6	9040.6	9024.0	
	生活系ごみ原単位	q/人・日	651.4	609.8	596.8	585.8	594.5	
	再生利用率	%	9.3	23.0	22.6	23.9	23.8	
	生活系ごみ排出量	t/年	5954.9	5627.2	5553.2	5487.0	5620.3	
	事業系ごみ排出量	t/年	3496.4	3493.7	3504.4	3553.6	3403.7	
	年間排出量	ごみ総排出量	t/年	9451.3	9120.9	9057.6	9040.6	9024.0
生活系ごみ		t/年	5954.9	5627.2	5553.2	5487.0	5620.3	
家庭系ごみ		t/年	5181.6	4894.4	4864.5	4707.8	4864.3	
可燃ごみ		t/年	4504.0	4370.7	4346.0	4156.5	4272.3	
可燃ごみ(収集)		t/年	4281.9	4264.9	4246.6	4047.3	4176.2	
可燃ごみ(直搬)		t/年	222.1	105.8	99.4	109.2	96.1	
粗大ごみ		t/年	674.6	517.3	511.7	541.1	582.6	
燃える大型ごみ		t/年	412.8	367.2	343.9	364.2	383.3	
金属類		t/年	86.4	75.7	77.2	116.6	129.9	
ガラス		t/年	81.6	20.6	23.9	16.7	18.5	
がれき		t/年	93.8	53.8	66.7	43.6	50.9	
有害ごみ		t/年	3.0	6.4	6.8	10.2	9.4	
蛍光灯		t/年	1.1	2.3	3.0	3.4	2.6	
乾電池		t/年	1.9	4.1	3.8	6.8	6.8	
リサイクル資源(合計)		t/年	773.3	732.8	688.7	779.2	756.0	
ビン類		t/年	159.4	150.3	146.4	135.7	132.7	
カン類		t/年	29.3	27.1	26.0	26.6	26.4	
スチール		t/年	17.1	15.5	14.7	15.6	15.4	
アルミ		t/年	12.2	11.6	11.3	11.0	11.0	
ペットボトル		t/年	25.3	25.3	24.8	24.9	27.2	
トレイ		t/年	4.5	4.1	3.9	3.6	3.7	
プラスチック包装		t/年	57.1	56.8	55.3	58.2	60.8	
紙・古着類		t/年	303.2	264.4	246.9	224.0	208.5	
ダンボール		t/年	19.7	16.0	14.4	12.8	11.1	
新聞		t/年	197.3	171.7	158.2	141.0	129.3	
雑誌		t/年	21.7	21.7	19.2	18.0	15.0	
牛乳パック		t/年	1.3	1.3	1.4	1.2	1.3	
紙製容器包装		t/年	29.5	22.4	21.4	21.7	21.2	
雑がみ		t/年	2.1	8.5	8.8	8.8	9.6	
ポロ		t/年	31.6	22.8	23.5	20.5	21.0	
エコキャップ		t/年	1.7	1.3	1.1	1.3	1.0	
廃食用油		t/年	0.7	1.1	0.8	0.7	0.7	
みどりごみ		t/年	192.1	202.4	183.5	304.2	295.0	
事業系ごみ		t/年	3496.4	3493.7	3504.4	3553.6	3403.7	
可燃ごみ		t/年	3496.4	3493.7	3504.4	3553.6	3403.7	
中間処理		可燃物	t/年	8413.2	8231.6	8194.3	8074.3	8059.3
		家庭系・収集	t/年	4281.9	4264.9	4246.6	4047.3	4176.2
		家庭系・燃える大型ごみ	t/年	412.8	367.2	343.9	364.2	383.3
		事業系・直接搬入	t/年	3496.4	3493.7	3504.4	3553.6	3403.7
		一般廃棄物(家庭系・直接搬入)	t/年	222.1	105.8	99.4	109.2	96.1
資源化	総資源化量	t/年	881.2	2098.1	2049.7	2160.8	2148.6	
	リサイクル資源量(収集+直接搬入)	t/年	773.3	732.8	688.7	779.2	756.0	
	不燃ごみ(金属類)	t/年	86.4	75.7	77.2	116.6	129.9	
	焼却処理による磁気物量(0.26%)	t/年	21.5	-	-	-	-	
	旧岐阜羽島衛生搬入量(岐南町分)	t/年	8413.2	-	-	-	-	
	焼却処理による資源化量	t/年	-	1289.6	1283.8	1265.0	1262.7	
	三重中央開発(16%)	t/年	-	878.0	874.1	861.3	859.7	
	イーステージ(15%)	t/年	-	411.6	409.7	403.7	403.0	
	再生利用率	%	9.3	23.0	22.6	23.9	23.8	
	最終処分	最終処分量	t/年	986.4	293.9	309.1	275.6	284.3
不燃ごみ(ガラス類・がれき類)		t/年	175.4	74.4	90.6	60.3	69.4	
焼却処理による固化灰・不燃物(9.64%)		t/年	811.0	-	-	-	-	
焼却処理による最終処分量		t/年	-	219.5	218.5	215.3	214.9	
三重中央開発(4%)		t/年	-	219.5	218.5	215.3	214.9	
イーステージ(0%)		t/年	-	0.0	0.0	0.0	0.0	
最終処分率	%	10.4	3.2	3.4	3.0	3.2		

表 2-1-10(2) ごみ排出量・処理量の推移

項目	365	365	366	365	365	
	R2	R3	R4	R5	R6	
	2020	2021	2022	2023	2024	
実績						
行政区内人口(計画収集人口)	26,145	26,188	26,268	26,192	26,406	
目標	1人1日あたりごみ総排出量	962.7	958.3	932.2	914.7	897.9
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	534.4	527.0	507.1	504.1	495.5
	最終処分量	312.7	299.8	266.1	309.8	297.3
	最終処分率	3.4	3.3	3.0	3.5	3.4
	ごみ総排出量(ごみ排出量)	9187.1	9159.6	8961.9	8744.4	8654.0
	生活系ごみ原単位	621.3	611.0	592.3	580.9	570.9
	再生利用率	24.5	24.1	24.3	23.3	23.5
	生活系ごみ排出量	5928.9	5840.3	5694.1	5553.4	5502.0
	事業系ごみ排出量	3258.2	3319.3	3267.8	3191.0	3152.0
	ごみ総排出量	9187.1	9159.6	8961.9	8744.4	8654.0
年間排出量	生活系ごみ	5928.9	5840.3	5694.1	5553.4	5502.0
	家庭系ごみ	5100.0	5037.4	4874.9	4819.6	4775.9
	可燃ごみ	4413.0	4420.9	4333.4	4258.9	4181.0
	可燃ごみ(収集)	4311.1	4318.9	4233.3	4160.0	4079.0
	可燃ごみ(直搬)	101.9	102.0	100.1	98.9	102.0
	粗大ごみ	679.0	609.0	534.6	554.0	588.0
	燃える大型ごみ	424.7	395.9	374.2	380.0	404.0
	金属類	157.5	130.3	107.0	73.0	93.0
	ガラス	26.2	22.6	15.4	22.0	16.0
	がれき	70.6	60.2	38.0	79.0	75.0
	有害ごみ	8.0	7.5	6.9	6.7	6.9
	蛍光灯	2.8	2.5	2.1	2.0	1.9
	乾電池	5.2	5.0	4.8	4.7	5.0
	リサイクル資源(合計)	828.9	802.9	819.2	733.8	726.1
	ビン類	122.1	119.6	116.4	112.9	107.0
	カン類	30.0	28.8	27.7	27.5	25.0
	スチール	16.3	15.0	14.3	14.3	13.0
	アルミ	13.7	13.8	13.4	13.2	12.0
	ペットボトル	29.2	31.7	33.1	33.9	33.0
	トレイ	4.0	3.0	2.9	2.4	3.0
	プラ容器包装	65.0	65.7	67.8	66.8	65.0
	紙・古着類	273.3	261.5	241.4	207.1	201.1
	ダンボール	15.6	15.3	14.4	44.1	42.1
	新聞	162.1	162.1	147.7	72.1	63.4
	雑誌	22.6	19.2	19.7	28.5	21.8
	牛乳パック	2.0	2.0	1.6	5.5	6.2
	紙製容器包装	19.6	21.3	21.3	21.9	22.5
	雑がみ	9.9	10.5	10.0	13.9	25.6
	ポロ	41.5	31.1	26.7	21.1	19.5
	エコキャップ	1.0	1.3	1.2	1.5	1.3
	廃食用油	0.7	0.9	0.5	0.7	0.7
	みどりごみ	303.6	290.4	328.2	281.0	290.0
	事業系ごみ	3258.2	3319.3	3267.8	3191.0	3152.0
	可燃ごみ	3258.2	3319.3	3267.8	3191.0	3152.0
	中間処理	可燃物	8095.9	8136.1	7975.4	7829.9
家庭系・収集		4311.1	4318.9	4233.3	4160.0	4079.0
家庭系・燃える大型ごみ		424.7	395.9	374.2	380.0	404.0
事業系・直接搬入		3258.2	3319.3	3267.8	3191.0	3152.0
一般廃棄物(家庭系・直接搬入)		101.9	102.0	100.1	98.9	102.0
資源化	総資源化量	2254.8	2207.9	2175.7	2033.5	2031.3
	リサイクル資源量(収集+直接搬入)	828.9	802.9	819.2	733.8	726.1
	不燃ごみ(金属類)	157.5	130.3	107.0	73.0	93.0
	焼却処理による磁気物量(0.26%)	-	-	-	-	-
	旧岐阜羽島衛生搬入量(岐南町分)	-	-	-	-	-
	焼却処理による資源化量	1268.4	1274.7	1249.5	1226.7	1212.2
	三重中央開発(16%)	863.6	867.9	850.7	835.2	825.3
	イーステージ(15%)	404.8	406.8	398.8	391.5	386.9
	再生利用率	24.5	24.1	24.3	23.3	23.5
	最終処分量	312.7	299.8	266.1	309.8	297.3
最終処分	不燃ごみ(ガラス類・がれき類)	96.8	82.8	53.4	101.0	91.0
	焼却処理による固化灰・不燃物(9.64%)	-	-	-	-	-
	焼却処理による最終処分量	215.9	217.0	212.7	208.8	206.3
	三重中央開発(4%)	215.9	217.0	212.7	208.8	206.3
	イーステージ(0%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
最終処分率	3.4	3.3	3.0	3.5	3.4	

(1) ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 2-1-3 に示すとおりです。

本計画では、住民及び事業者等によって排出される全ての一般廃棄物の量を「ごみ発生量」とします。しかし、潜在ごみである事業者独自の資源回収・処理や民間事業者による資源の回収、住民による自家処理(生ごみの減量化等)によって資源回収等がなされているもの等については、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

「ごみ総排出量」のうち、本町の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活系ごみのうちリサイクル資源を除いた可燃ごみや粗大ごみ等の処理・処分が必要なごみを「家庭系ごみ」とします。ごみ総排出量は、人口と強い正の相関があり、人口が減るとごみ総排出量も減ります。このため、ごみ総排出量ではごみ減量の取り組みによる効果が分かりにくくなるため、国は「1人1日あたりのごみ総排出量」及び「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」という「原単位」を目標項目として設定しています。

なお、前計画では「1人1日あたりのごみ総排出量」、「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」、「再生利用率」、「最終処分量」を目標項目として設定しました。

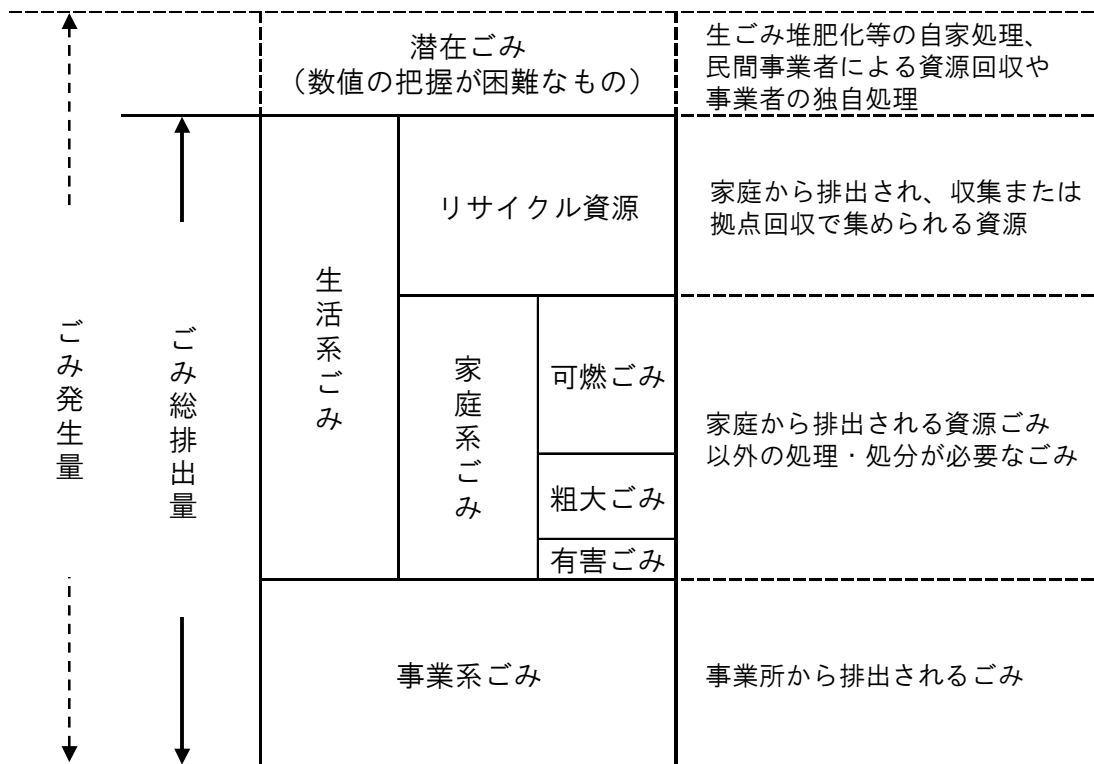


図 2-1-3 ごみ排出区分の定義

## (2) ごみ総排出量

過去 10 年間のごみ総排出量及び 1 人 1 日あたりごみ総排出量は、図 2-1-4 に示すとおりです。ごみ総排出量、1 人 1 日あたりごみ総排出量(原単位)ともに、令和 2 年度～令和 3 年度のコロナ禍の影響による一時的な増加を除き、減少傾向で推移しています。

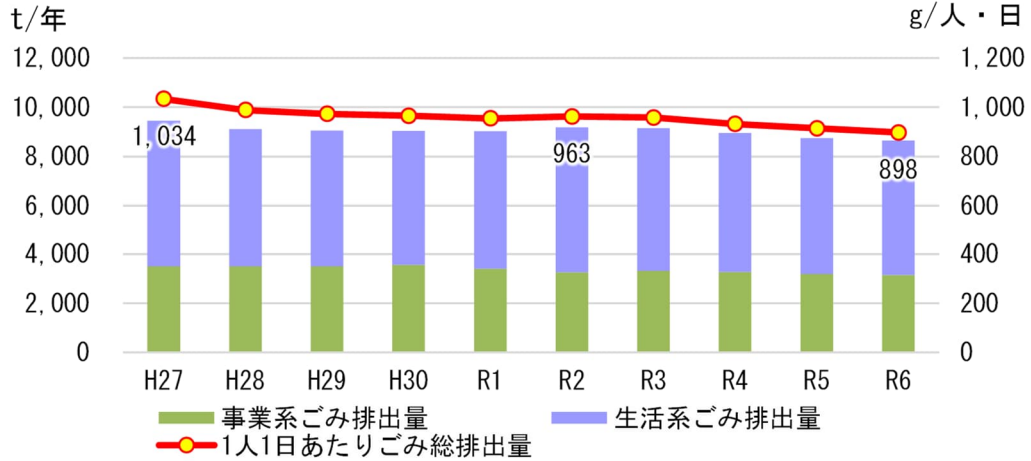


図 2-1-4 ごみ総排出量

## (3) 生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量の推移は、図 2-1-5 に示すとおりです。平成27年度以降減少傾向にありましたが、令和 2 年度をピークにコロナ禍の影響で一時的に増加し、令和 3 年度以降は再び減少傾向で推移しています。資源を含む家庭から出るすべてのごみである「生活系ごみ原単位(1 人 1 日あたり生活系ごみ排出量)」、リサイクル資源を除く処理・処分を必要とする「1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量」についても同様の傾向です。

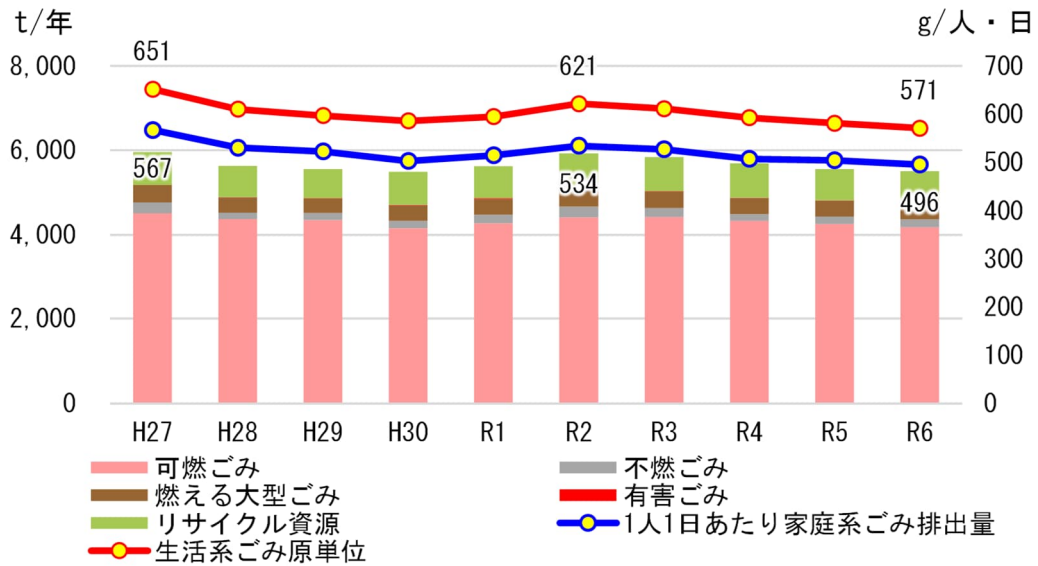


図 2-1-5 生活系ごみ排出量

#### (4) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、図 2-1-6 に示すとおりです。令和 2 年のコロナ禍以降減少傾向にありますが、本町のごみ総排出量に占める事業系ごみの割合は 35%程度となっています。

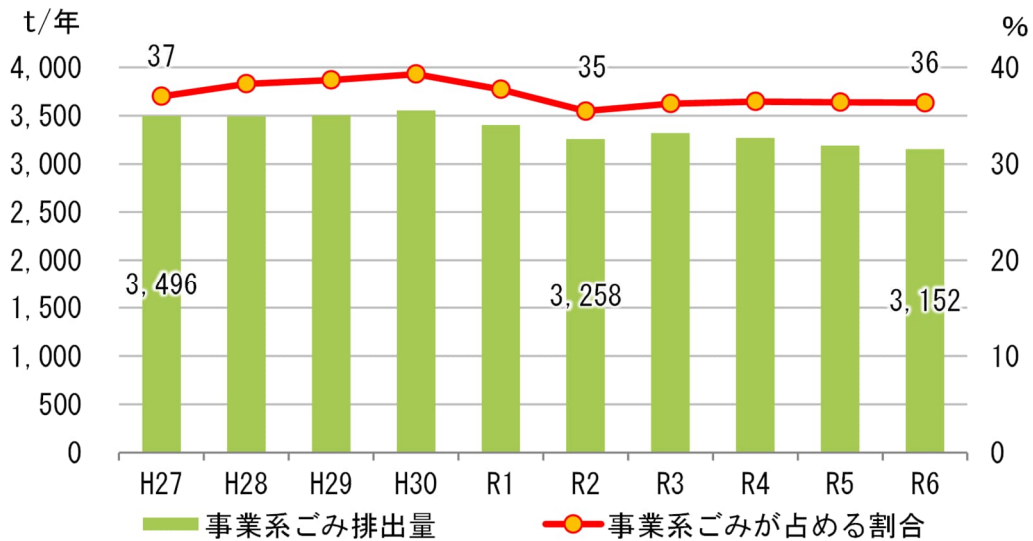


図 2-1-6 事業系ごみ排出量

#### (5) 再生利用率

資源化量および再生利用率の推移は、図 2-1-7 に示すとおりです。資源化量および再生利用率は、平成 28 年度以降横ばいで推移しています。平成 28 年度以降、岐阜羽島衛生施設組合の旧ごみ処理施設が稼働を停止し、三重中央開発(再生利用率16%)及びイー・ステージ(再生利用率15%)で処理が行われたことにより、焼却処理による資源化率が変わったことから、再生利用率が大きく増加しています。

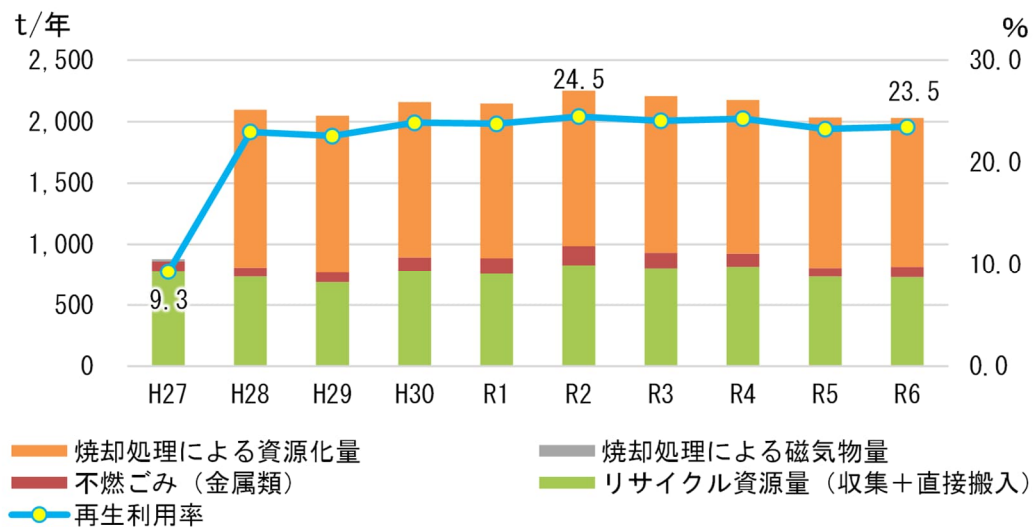


図 2-1-7 再生利用率

## (6) 最終処分量

最終処分量の推移は、図 2-1-8 に示すとおりです。焼却処理による最終処分量は、岐阜羽島衛生組合の旧ごみ処理施設で焼却処理が行われていた平成 27 年度以前は、固化灰・不燃物（最終処分率 9.64%）が最終処分されていましたが、平成 28 年度以降は三重中央開発（最終処分率 4%）とイー・ステージ（最終処分率 0%）で処理が行われたことにより、全体の最終処分率は 3%程度で推移しています。

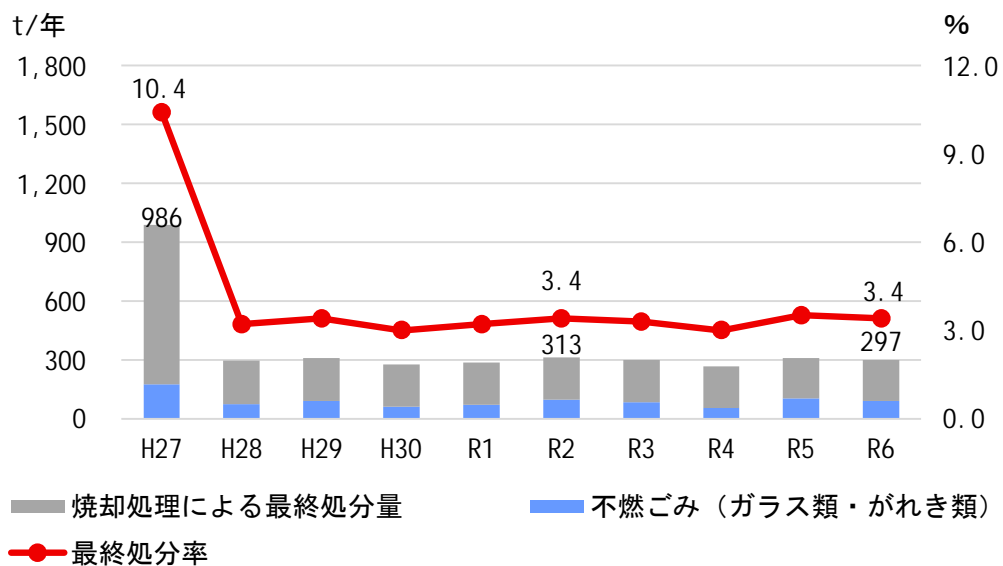


図 2-1-8 最終処分量

#### 4. ごみ処理の経費

本町におけるごみ処理経費は図 2-1-9 に示すとおりで、微増傾向です。コロナ禍の影響で令和 2 年度から令和 3 年度にかけて、ごみ総排出量増加に伴い顕著に増加し、令和 4 年度は減少しましたが、令和 5 年度には再度増加に転じています。人口の大きな増減はないため、1 人あたりごみ処理費用も同様の傾向です。

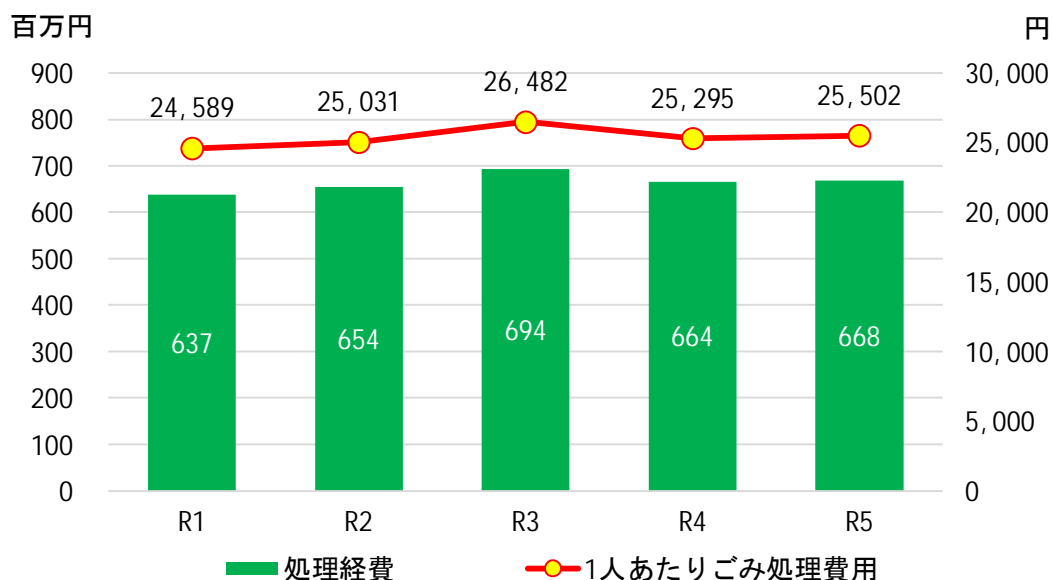


図 2-1-9 ごみ処理の経費

表 2-1-9 ごみ処理経費の内訳(千円)

項目	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
人件費	12,066	13,790	10,674	11,854	12,070
委託費	590,268	594,371	599,447	634,456	639,684
組合分担金	34,501	46,265	83,383	18,126	16,200
合計	636,835	654,426	693,504	664,436	667,954

(出典:環境省 一般廃棄物処理事業実態調査結果)

## 5. 前計画の総括

### (1) 目標達成状況

#### ① 目標項目

前計画に示された目標値と令和 6 年度の実績は、表 2-1-10 に示すとおりです。

表 2-1-10 前計画の目標と実績

項目	実績(R6)	目標	備考
1人1日あたり ごみ総排出量	898 g	933 g(R7)	R2 から 65 g 減量
1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	496 g	500 g(R2)	R2 から 38 g 減量
再生利用率	23.5 %	24.7 %(R7)	R2 から 1.1 pt 減
最終処分量	297.3 t	335 t(R7)	R2 から 14.9 t 減

#### ② 1人1日あたりごみ総排出量

1人1日あたりごみ総排出量は、令和 7 年度の目標値を十分に達成できる見込みです。

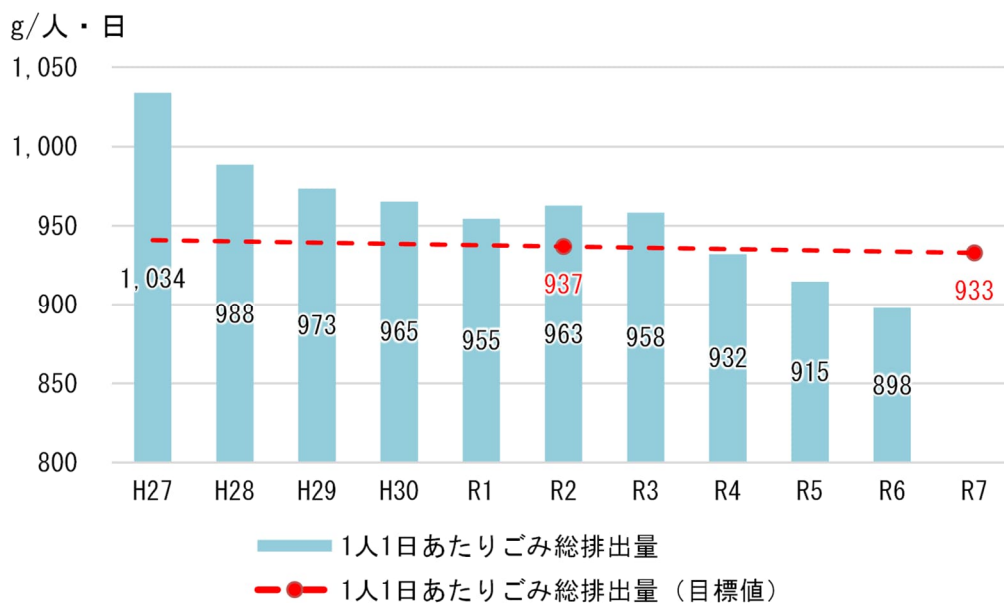


図 2-1-10 1人1日あたりごみ総排出量 前計画の目標と実績

### ③ 1人1日あたり家庭系ごみ排出量

1人1日あたり家庭系ごみ排出量は、令和2年度時点では534gと目標値の500gを達成できていませんでしたが、令和6年度の実績が496gと目標を下回り、令和7年度は目標値を達成できる見込みです。

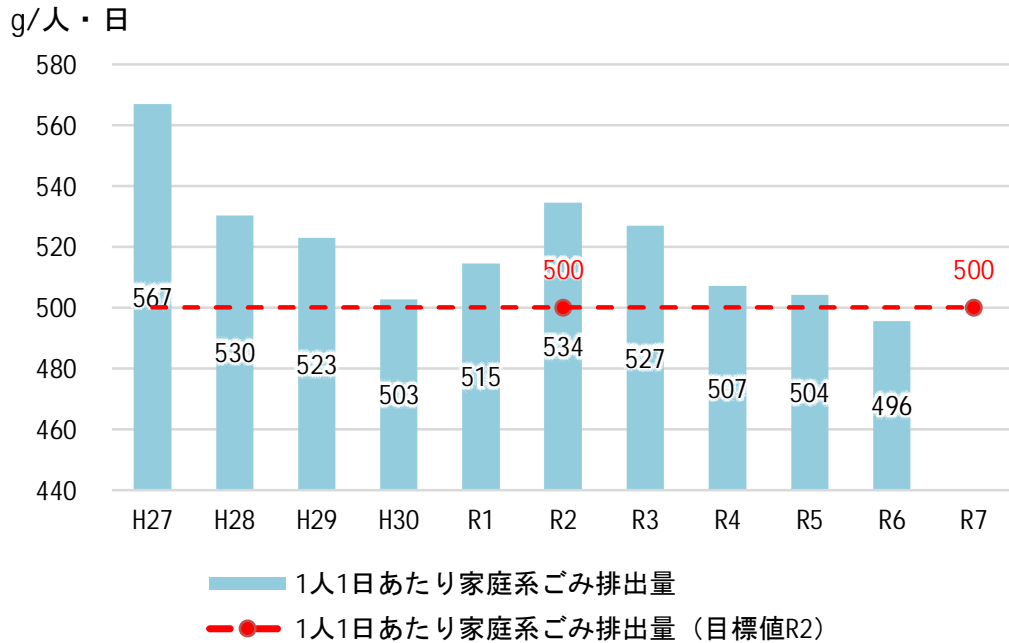


図 2-1-11 1人1日あたり家庭系ごみ排出量 前計画の目標と実績

### ④ 再生利用率

資源化率は、23%前後で、横ばいで推移し、目標の達成は厳しい状況です。これは集団回収の廃止により民間業者の設置した24時間出すことのできる回収ボックスへ古紙類を出す人が増え、町の把握できる量が減少したことが原因です。

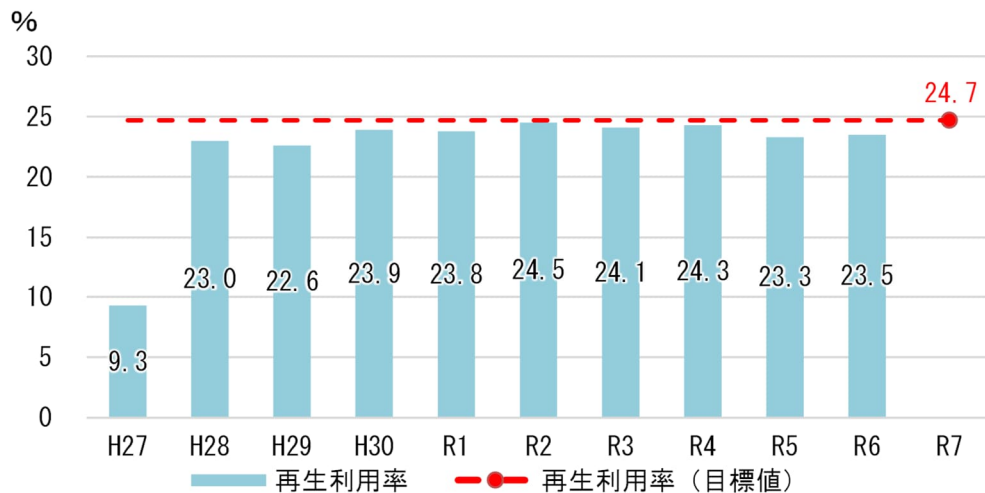


図 2-1-12 再生利用率 前計画の目標と実績

### ⑤ 最終処分量

最終処分量は、平成28年度以降横ばいで推移しており、令和6年度の実績が297.3tと目標を下回り、令和7年度の目標値を達成できる見込みです。

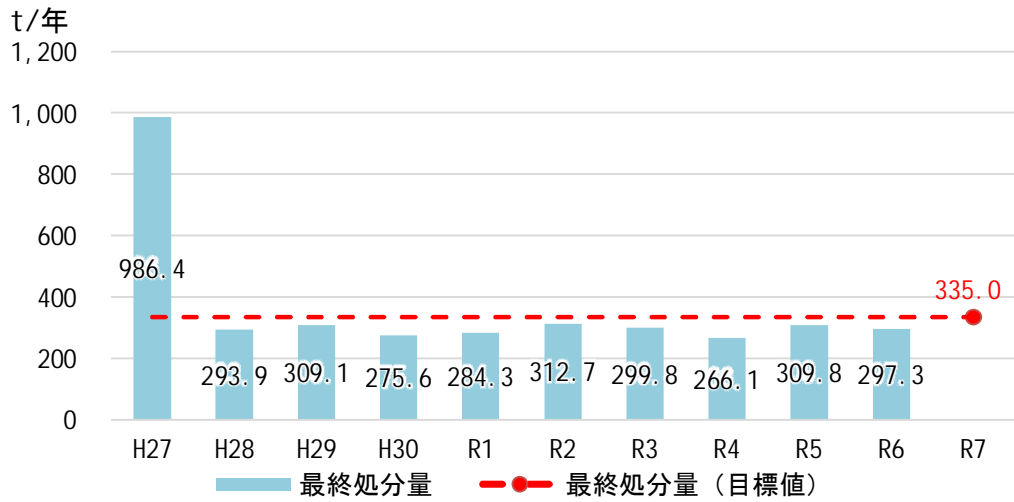


図 2-1-13 最終処分量 前計画の目標と実績

(2) 施策実施状況

4つの施策に基づく19の取り組み内容の実績は、以下に示すとおりです。

※:評価の基準、○:実施、△:一部実施、×:未実施、-:該当なし

表 2-1-11(1) 施策実施状況(施策 1 ごみの発生抑制)

No.	取り組み	内容	実施状況	評価
施策 1 ごみの発生抑制				
1-1	多量排出事業者への減量・資源化指導	多量排出事業者に対し、立入検査を実施し、減量計画の作成要請や、資源化の指導を行います。	平成 29 年度以降適宜実施。	△
1-2	事業系可燃ごみの有料化	可燃ごみの積み替えを共同で行う笠松町と同時期に、事業系可燃ごみの有料化を実施します。	平成 31 年 4 月から事業系ごみの有料化を実施。10kg あたり 110 円。令和 8 年 4 月から 10kg あたり 200 円に改定予定。	○
1-3	可燃ごみ指定袋料金適正化の検討	可燃ごみ指定袋の料金について、減量化・資源化に効果的な料金設定の検討を行います。	廃棄物処理対策協議会からの提言を受け令和 7 年 3 月に条例を改正し、令和 8 年 4 月から可燃ごみ指定袋の料金を改定し有料化を実施予定。	○
1-4	生ごみ堆肥化装置等への助成金交付	生ごみ処理容器やダンボールコンポストなど、ごみ減量化に関する助成金制度を継続します。	平成 28 年度～令和 6 年度実績支援累計 164 件、2,224,000 円。	○
1-5	レジ袋削減(有料化)の継続	消費者団体・事業所・行政で構成する「レジ袋削減(有料化)協議会」による、レジ袋削減の取り組みを継続します。	未実施	×
1-6	不法投棄対策の強化(監視カメラの設置)	不法投棄の多い集積場から順次、監視カメラを増設します。	平成 29 年度～令和 6 年度実績 設置累計 57 台	○
1-7	不燃ごみ・燃える大型ごみ有料化の検討	ステーション収集から戸別回収または直接搬入方式への変更とともに、不燃ごみ・燃える大型ごみの有料化を検討します。	廃棄物処理対策協議会からの提言を受け令和 7 年 10 月から不燃ごみ、燃える大型ごみの区分を粗大ごみに変更し、ステーション収集から拠点回収に変更。令和 8 年 4 月から 10 kg あたり 200 円の有料化を実施予定。	○

表 2-1-11(2) 施策実施状況(施策 2 リサイクル資源の増加)

No.	取り組み	内容	実施状況	評価
施策 2 リサイクル資源の増加				
2-1	雑がみ分別収集の実施	平成 28 年 4 月から町内全域で雑がみの分別収集を実施します。	雑がみの分別啓発を実施。令和 7 年 10 月から紙類のステーション収集を廃止し、エコ・ステーション及び民間の回収ボックス活用に変更。	○
2-2	分別ガイドブックの定期的な全戸配布	3 年おきを目安に、分別ガイドブックを改訂し、全戸配布します。	約 3 年おきに分別ガイドブックを改定し、HP に記載。転入者に配布。	○
2-3	エコ・ステーションの継続及び周知	リサイクル資源の持込場所であるエコ・ステーションを継続し、周知を図ります。	コロナ禍も継続的にエコ・ステーションを開設。令和 5 年度エコ・ステーションの累計利用者数:62,258 人	○
2-4	小型家電回収の継続及び品目拡大の検討	ボックス回収による小型家電回収を継続するとともに、回収品目の拡大について検討します。	小型家電のボックス回収は継続。品目拡大は未実施。	△

表 2-1-11(3) 施策実施状況(施策 3 広報・啓発)

No.	取り組み	内容	実施状況	評価
施策 3 広報・啓発				
3-1	環境学習の推進	小学生 4 年生を対象に行っている、ごみの減量とリサイクルを推進するための出張授業を継続します。	コロナ禍を除き継続して実施。	○
3-2	清掃の日における環境美化運動の継続	奇数月の第 3 日曜日に実施している、住民と企業が自主的に参加する、環境美化活動である「清掃の日」を継続します。	コロナ禍を除き継続して実施。	○
3-3	環境美化活動者及び団体に対する表彰制度の継続	環境美化活動を行っている者及び団体に対する表彰制度を継続します。	継続して実施。	○

表 2-1-11(4) 施策実施状況(施策 4 適正処理の推進)

No.	取り組み	内容	実施状況	評価
施策 4 適正処理の推進				
4-1	高齢者等訪問 収集の検討	福祉セクションと連携し、 高齢者の単独世帯や障 がい者世帯など、ごみ出 しが不自由な世帯に対し て戸別収集の制度を検 討・実施します。	令和 8 年 4 月から補助制 度を検討。	△
4-2	紙上フリーマ ーケットの廃止	利用者が非常に少ない 紙上フリーマーケットを 廃止します。	廃止	○
4-3	環境美化監視 員制度の継続	自治会ごとに 1 名委嘱し ている、環境美化監視事 業を継続し、分別の指導 や持ち去り行為の監視等 を行います。	継続実施	○
4-4	クリーンパト ロールの継続	クリーンパトロールによる 不法投棄の監視活動を 継続します。	継続実施	○
4-5	廃棄物減量等 推進協議会の 開催	定期的に廃棄物減量等 推進協議会を開催し、ご み処理の状況について 報告します。	毎年開催。 令和 6 年から廃棄物対策 協議会に変更し開催。	○

## 6. ごみ処理の評価と課題

### (1) 一般廃棄物処理システム評価

本町のごみ処理の状況を、表 2-1-12 に示す 5 つの項目について岐阜県の平均値と比較・評価しました。

図 2-1-13 は、岐阜県を 100 とした時の本町の評価値<sup>(注)</sup>の比率を表しており、100 よりも大きな値であると高評価になることから、レーダーチャートの五角形の面積が大きいほど、ごみ処理が優れていることを表します。

本町の評価値は、資源化率、最終処分率が岐阜県平均よりも大きく、1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は概ね平均的な値ですが、1 人 1 日あたりごみ総排出量は小さく、1 人あたりごみ処理費用はさらに小さい値となっています。

表 2-1-12 評価指標及び評価値

評価項目	単位	岐南町	岐阜県	評価値
1 人 1 日あたりごみ総排出量	g/人・日	915	828	89.5
1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	504	491	97.4
資源化率	%	23.3	17.1	136.3
最終処分率	%	3.5	7.6	153.9
1 人あたりごみ処理費用	円/人・年	25,295	16,202	43.9

出典：(令和 5 年度一般廃棄物処理事業実態調査結果(令和 5 年度実績版))

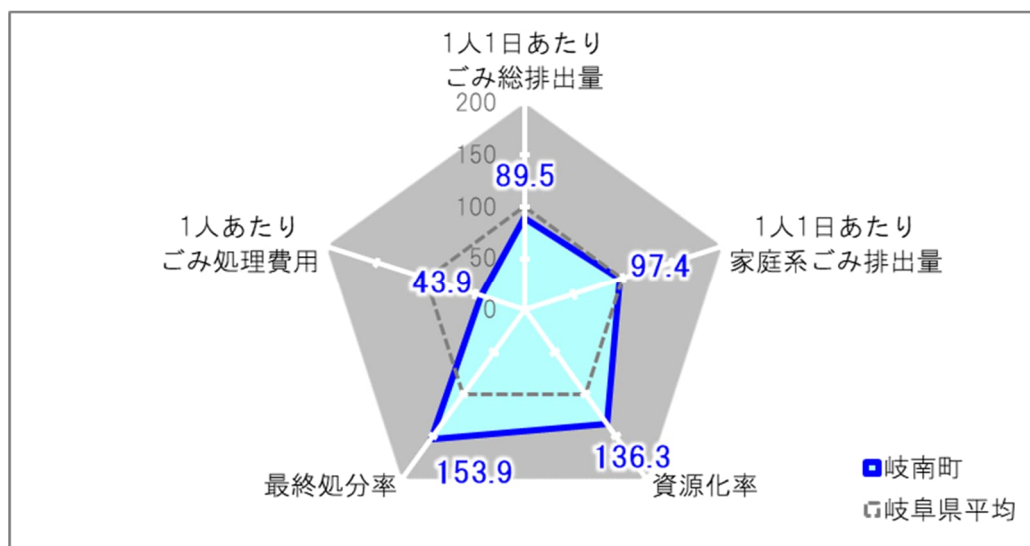


図 2-1-13 本町のごみ処理の評価(岐阜県平均との比較)

(注)評価値は、評価項目の基準値を 100 としたときの指標値の比率(指数)を、『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』(令和 7 年 3 月・環境省)により算出しました。

## (2) 家庭のごみについてのアンケート調査結果

一般廃棄物処理基本計画策定にあたり、住民満足度を把握するとともに、ごみ出しの状況やごみに対する考えを把握し、計画策定のための資料とすることを目的とし、令和7年11月にアンケート調査を実施しました。

### ①調査の概要

調査の概要は、以下に示すとおりです。

調査対象：住民基本台帳から18歳以上2,000件を無作為抽出

調査方法：郵送によるアンケートフォームの二次元コードを記載したハガキの送付

実施期間：令和7年10月30日(送付日)～11月16日(調査票回収期限)

回収状況：回答数 516、回収率 25.8%

### ②調査結果(抜粋)

ごみ処理の課題に関するアンケート結果は、以下に示すとおりです

#### ・あなたの居住形態を教えてください。

戸建て住宅と集合住宅(アパート・マンション)が回答者のほとんどを占め、戸建て住宅の方が7割以上と最も多く、次に多かったのが集合住宅(アパート・、マンション)で2割程度でした。

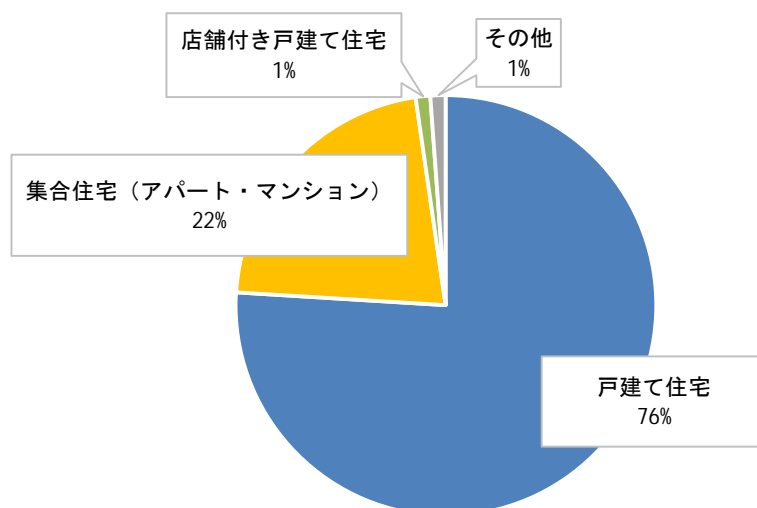
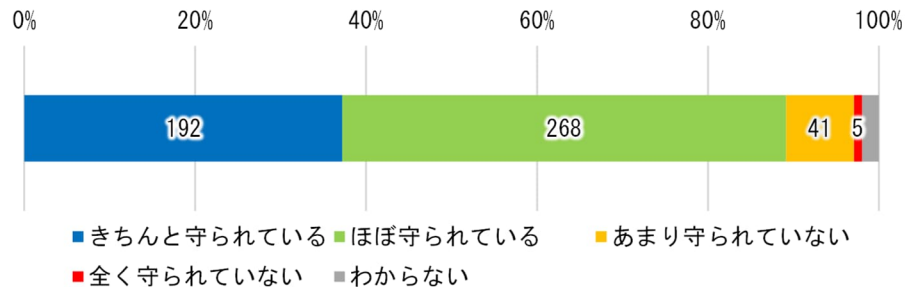


図 2-1-14 居住形態について

・あなたが利用している可燃ごみの集積所ではごみ出しのルールが守られていると思いますか？

「きちんと守られている」、「ほぼ守られている」が回答のほとんどを占めているものの、全く守られていないが5回答、あまり守られていないが41回答あり、それらの回答が全体の約1割を占めています。



※グラフ内の数字は回答数

図 2-1-15 可燃ごみの集積所について

・あなたが利用しているリサイクル資源の集積所ではごみ出しのルールが守られていると思いますか？

「きちんと守られている」、「ほぼ守られている」が回答のほとんどを占めているものの、全く守られていないが3回答、あまり守られていないが27回答ありました。

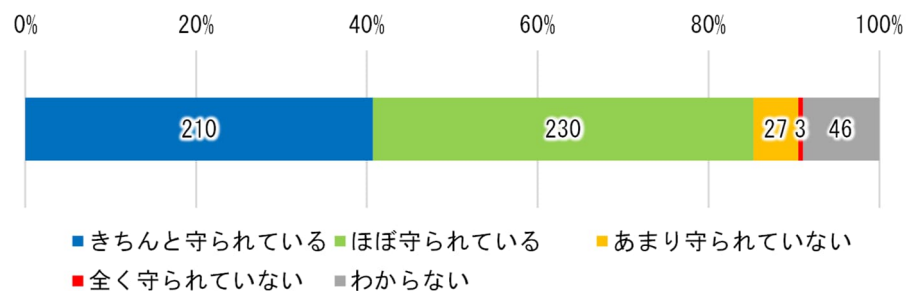


図 2-1-16 リサイクル資源の集積所について

・ごみの収集(収集回数や分別区分・搬入場所など)に満足していますか？

半数以上の方が「満足」「やや満足」と回答しているものの、4割以上が「やや不満」、「不満」と回答している状況です。

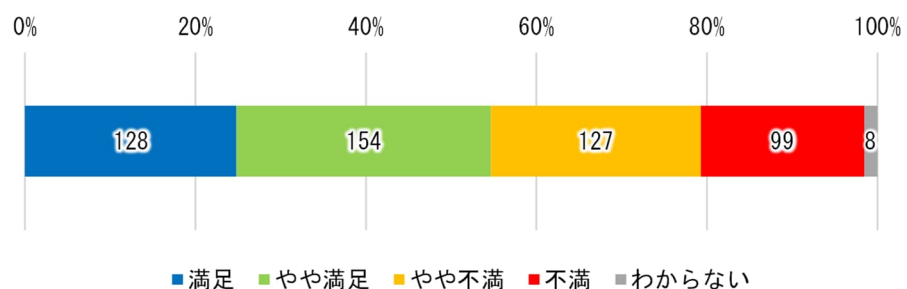


図 2-1-17 ごみの収集(回数・区分・搬入場所)について

・ごみの収集回数や自身での搬入に不便を感じたことはありますか？不便を感じたことがある品目を回答してください。(複数回答可)

ごみの収集(収集回数や分別区分・搬入場所など)の不満の内容については、粗大ごみ(自己搬入施設)が最も回答多く、次いで緑ごみ(自己搬入施設)、ビン(月1回)、缶(月1回)、ペットボトル(月1回)が多い結果となりました。

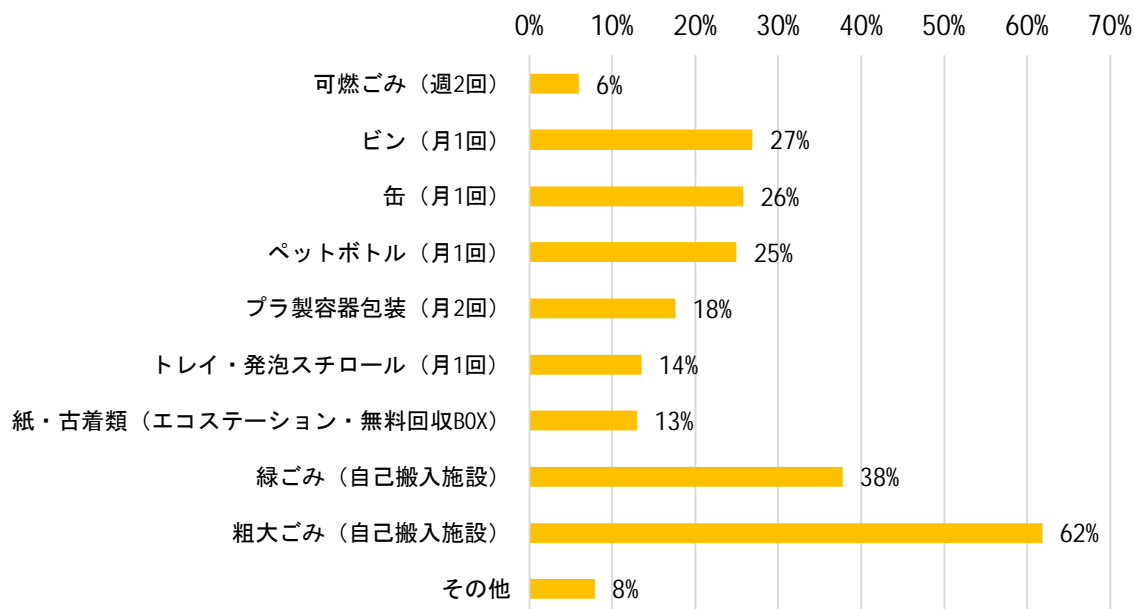


図 2-1-18 ごみの収集(回数・搬入場所)において不便なごみについて

・岐南町の3Rについての情報公開について満足していますか？

やや不満、不満、わからないという回答が合わせて6割以上を占めており、3Rについての情報公開については、不満に思っている回答者や判断できない回答者が多いことが確認されました。

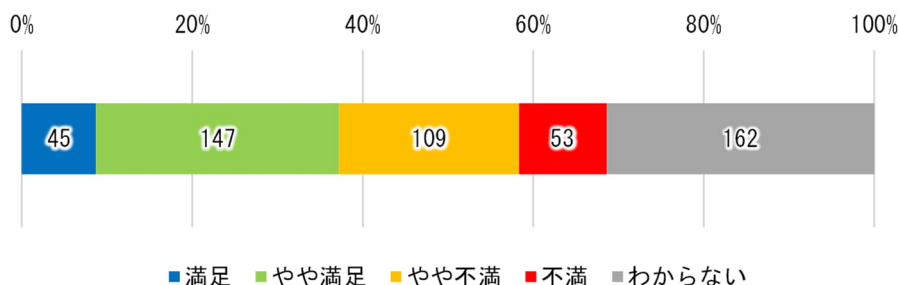


図 2-1-19 本町の3Rの情報公開についての満足度

### ③住民満足度

住民満足度は、『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』（環境省・令和7年3月改訂）に示された手法によりアンケート調査項目を設定し、回答の総合得点により住民満足度指数を算出し評価を行いました。

アンケート調査の結果、4問の平均得点による総合評価は3.3点となり、平均3点を上回り良好な結果でした。

表 2-1-13 住民満足度調査結果

項目	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない	未回答	平均点
収集	128	154	127	99	8	0	3.2
取り組み	52	176	85	47	156	0	3.3
情報提供	45	147	109	53	162	0	3.1
清潔さ	105	239	91	51	30	0	3.5
総合評価							3.3

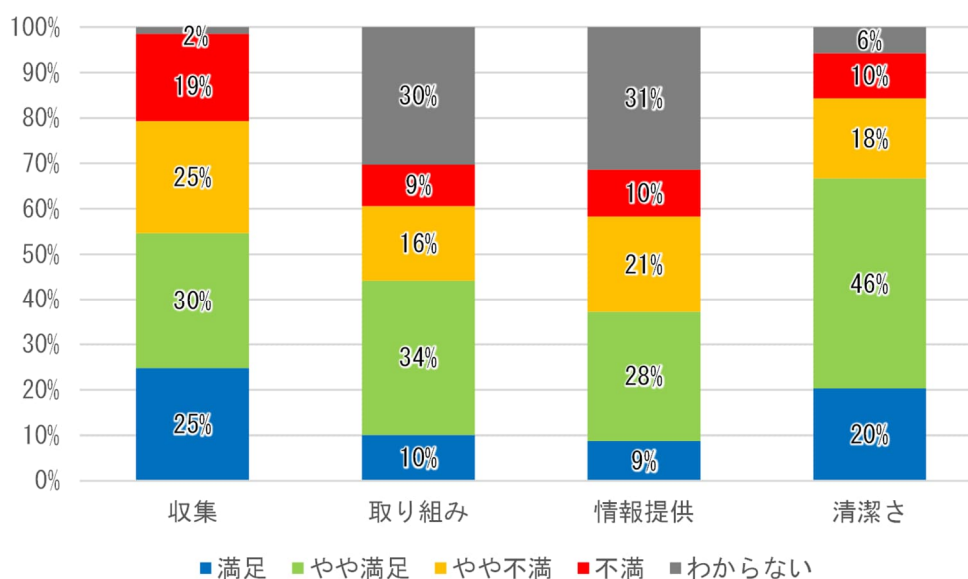


図 2-1-20 住民満足度

### (3) ごみ処理の課題

#### ① ごみ総排出量

コロナ禍以降、緩やかに減少しているものの、一般廃棄物処理システム評価において、値が平均値を下回っており、令和 9 年度の次期ごみ処理施設(岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町の2市2町で構成)始動後は、各市町村の処理費用負担が排出量の割合に応じて決定されるため、ごみ減量への取組みが必要です。

#### ② 家庭系ごみ

コロナ禍以降、1人1日あたり家庭系ごみ排出量は緩やかに減少しているものの、資源化の推進が停滞していることが課題となっています。また、家庭から出る可燃ごみ、粗大ごみが無料で収集されていることから、ごみ排出量に応じた応分負担がなく負担の公平性が確保されておらず、ごみ有料化によるごみ減量への取組みが必要です。

#### ③ 事業系ごみ

コロナ禍以降事業系ごみが減少しているものの、依然ごみの総排出量の 3 分の 1 以上を占める事業系ごみについて、産業廃棄物の混入を防ぐとともに、ごみ総排出量を減らすためにも、減量と適正な処理が行われるよう対策を行う必要があります。

#### ④ リサイクル資源

現在自治会ごとの集積所で集めているリサイクル資源について、自治会の環境美化監視員や役員が立ち番を行っています。役員や監視員の高齢化を考えると負担軽減が必要です。

また、アンケート結果から、ビン・缶・ペットボトルなどの収集頻度に関する不満の回答が多く確認されたため、資源を出しやすい環境を整備する観点からも、収集頻度を増やす等の見直しが必要です。

さらに、アンケート結果から、3R についての情報公開についての不満意見が多く確認されているため、広報等を活用し、町民に 3R についての情報を広報していく必要があります。

#### ⑤ ごみ出し困難者

ごみ出しはライフラインの一つであることから、福祉部門と連携して高齢者のみ世帯や障害者世帯など、ごみ出しに困難を抱える世帯に対する生活支援策の検討が必要です。

アンケート調査において、不満意見が多く確認された、粗大ごみと緑ごみの自己搬入施設への移行については、高齢者のみ世帯や障害者世帯などに限らず、生活時間が異なる、運搬手段がないなどの理由により、自己搬入が困難な世帯に対する対策も検討する必要があります。

#### ⑥ 食品ロス

令和 5 年度の食品ロス量推計値によれば、我が国から出る食べ残しなどの可食部分「食品ロス」は、年間約 464 万トンと推計されています。このうち、家庭から出る食品ロスは約 233 万トンもあり、家庭系の食品ロスを 2030 年に 2000 年比で 50%まで削減する目標が設定されています。したがって、本町においても食品ロスを削減する施策が必要です。

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 1. 基本理念

本計画の基本理念は、前計画に引き続き「うるおいとやすらぎを実感できる資源循環型のまち」を掲げます。

**基本理念 うるおいとやすらぎを実感できる資源循環型のまち**

### 2. 基本方針

本町は、令和9年4月稼働予定の羽島市内に建設中の次期ごみ処理施設の完成、利用開始にむけ、ごみ減量へのさらなる取組みが急務となることから、本計画の策定に先立ち、令和7年3月に、減量効果の高いごみ有料化の基本方針を策定し、令和7年10月にごみ分別区分・収集方法の変更を実施し、令和8年4月からごみの有料化を実施します。

今後も次期ごみ処理施設の利用開始に向けて、本町、組合、構成市町が一丸となってごみの適正処理及び減量を進めるとともに、住民・事業者・行政が一体となって、ごみの発生回避(リフューズ)、発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)による4R政策を推進し、環境にやさしいまちづくりを進め、環境にやさしい循環型社会の実現のため、基本理念に「うるおいとやすらぎを実感できる資源循環型のまち」を掲げます。この基本理念のもと、「発生抑制」「資源化」「適正処理」の3つの基本方針により施策を展開・実施します。

#### 基本方針1 廃棄物の発生抑制

家庭や事業所から出るごみの発生抑制を図るため、町は積極的な普及啓発や情報発信を行うとともに、ごみ有料化等のごみの減量に向けた施策を実施します。

#### 基本方針2 廃棄物の再使用・再生利用

ごみとして出されている資源の回収率を向上させるため、収集頻度を増やす等のリサイクル資源を出しやすい環境を整える施策を実施します。

#### 基本方針3 廃棄物の適正な処理

やむを得ず排出されるごみは、できるだけ環境に負荷を与えないように配慮しながら、適切かつ衛生的に処理を行います。

### 3. 各主体の役割

「うるおいとやすらぎを実感できる資源循環型のまち」の実現に向け、住民一人ひとりの「ごみをできるだけ出さない」「再利用や再資源化でごみの量を減らす」といったごみの減量への意識を高め、環境へ配慮した行動を促すとともに、住民・事業者・行政が連携し、一体となってさらなるごみの減量化に取り組んでいく仕組みづくりが求められます。

#### (1) 住民の役割と行動

自らもごみの排出者であり、環境負荷を与えていること、また、持続可能な社会の担い手であることを自覚し、行動します。

#### (2) 事業者の役割と行動

法令を遵守するだけでなく、企業の社会的責任を重視し、環境に配慮した事業活動を行うことに加え、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき有限な資源の有効活用を図ることで、持続可能な社会の形成に貢献します。

#### (3) 本町の役割と行動

廃棄物等の適正な循環利用及び処理を行うとともに、住民・事業者の持続可能な社会実現についての理解を促進し、自主的な取り組みを支援するなど、コーディネーターとしての役割を果たします。

### 4. 目標値と将来ごみ量

#### (1) 数値目標

本計画では、令和 17 年度を計画目標年度とし、4 つの目標値を設定します。基本方針に基づく 4 つの施策と19の取り組みを実施することにより、目標の達成を目指します。数値目標に対する考え方は、図 2-2-1 に示すとおりです。

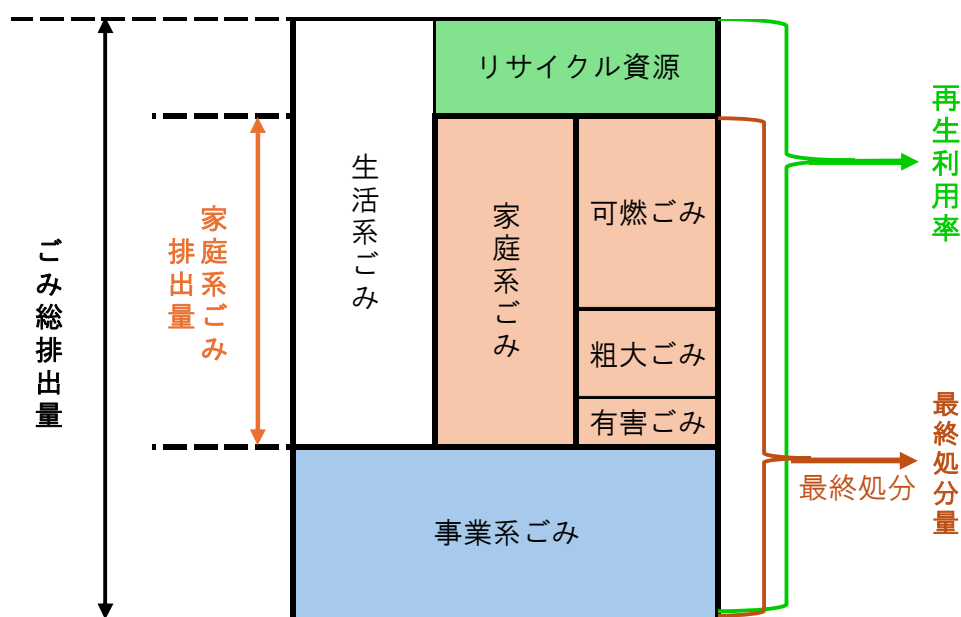


図 2-2-1 数値目標の考え方

## 目標1 1人1日あたりごみ総排出量

本町から出るごみ総量の原単位である1人1日あたりごみ総排出量については、令和6年度時点で898g/人・日であり、前計画に示された目標値をすでに下回っていることから、令和6年度実績から18%削減を目指し、令和17年度に735gとします。

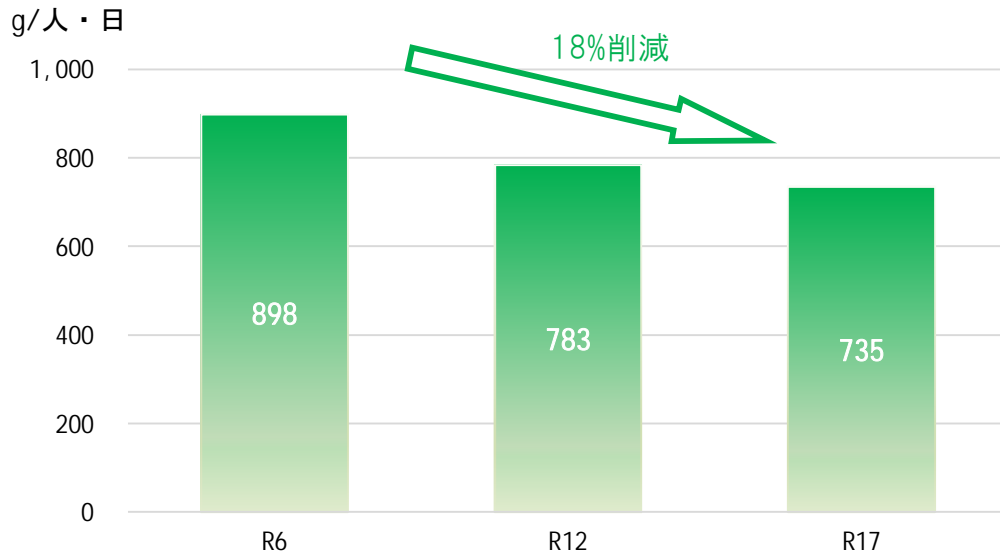


図 2-2-2 1人1日あたりごみ総排出量の目標

## 目標2 1人1日あたり家庭系ごみ排出量

家庭から出るごみのうち、資源を除く処理・処分を必要とするごみである家庭系ごみ排出量は令和6年度時点で496g/人・日であり、前計画に示された目標値をすでに下回っていることから、令和6年度実績から19%削減を目指し、令和17年度に402gとします。

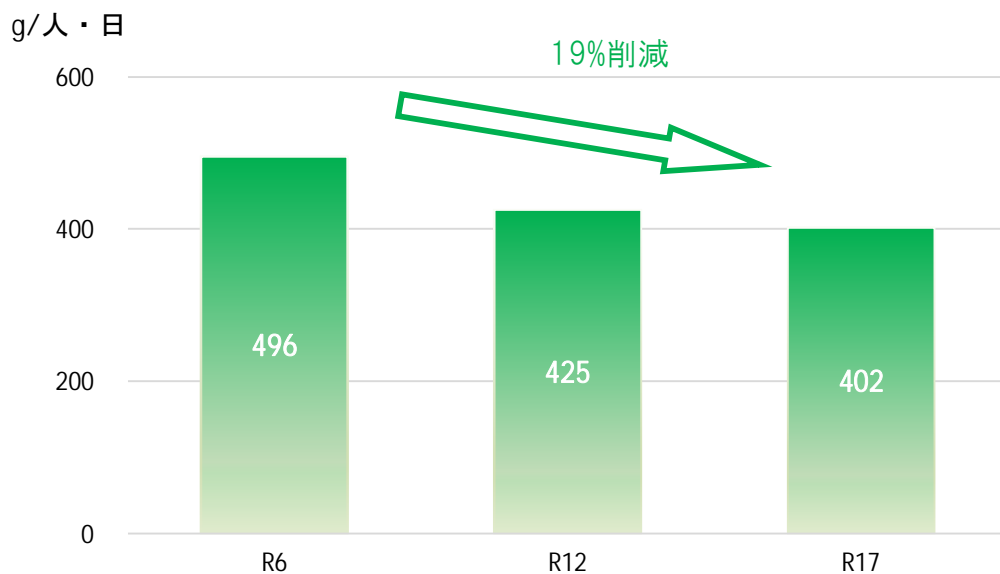


図 2-2-3 1人1日あたり家庭系ごみ排出量の目標

### 目標 3 事業系ごみ排出量

事業所から排出されるごみの量の目標は、令和 6 年度実績から 18%削減を目指し、令和 17 年度に 2,585t とします。

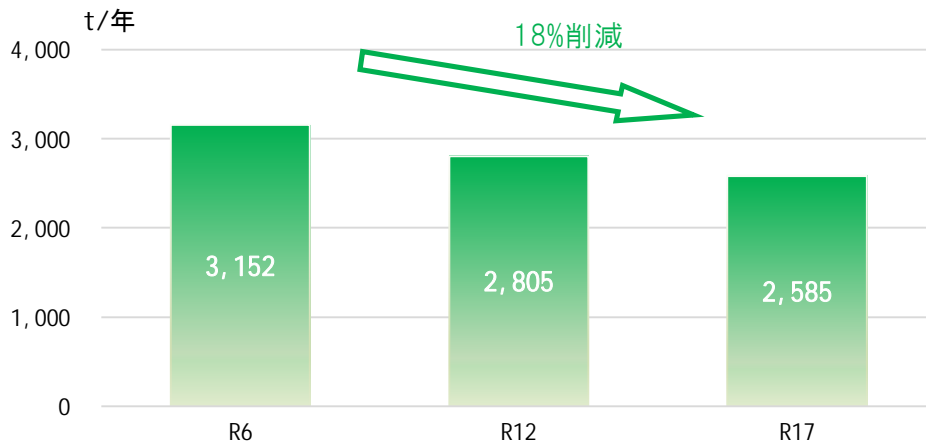


図 2-2-4 事業系ごみ排出量の目標

### 目標 4 民間古紙回収量を含む再生利用率

再生利用率の目標は、民間事業者が行う古紙の回収量を把握し、これを含めた値を再生利用率とします。

再生利用率の目標値は、令和 7 年度から 2.3 ポイント増を目指し、令和 12 年度以降 26% 以上を維持することとします。

※再生利用率(民間古紙回収量を含む) = (総資源化量 + 民間古紙回収量) ÷ (ごみ総排出量 + 民間古紙回収量)

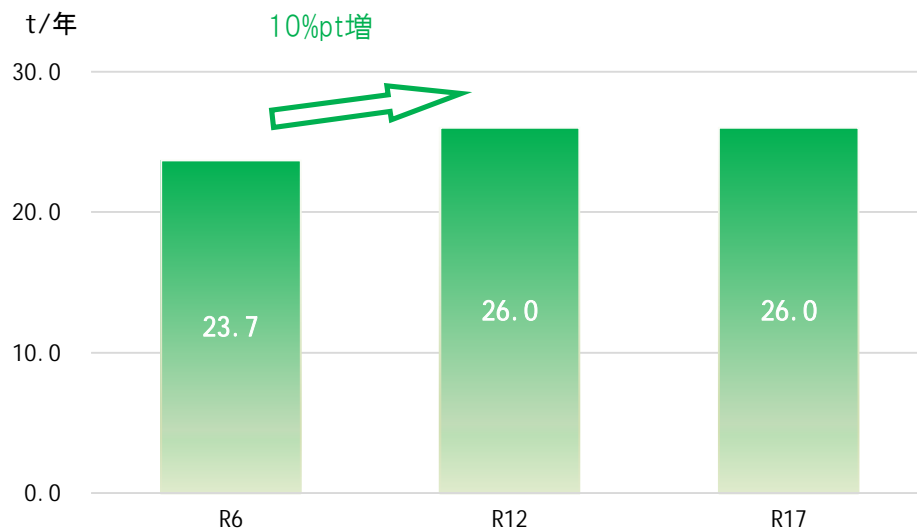


図 2-2-5 再生利用率の目標

(2) モニター指標

本町が行う施策以外の変動要因が大きいため、目標値としては定めませんが、計画の進捗状況を把握するための指標として、以下のモニター指標を定めます。

表 2-2-1 モニター指標

項目	算出方法
最終処分量	最終処分量
1人あたりごみ処理費用	ごみ処理費用÷人口

### (3) 人口推計

本計画の人口の将来推計は、岐南町人口ビジョン(令和7年3月)に示された、長期的な人口減少の抑制を図る取り組みを行うことを前提とした町の施策効果を見込んだ「将来展望推計」を採用します。

本町の総人口は微増傾向が続く見込みとなっており、令和17年度には26,696人になると推計されています。なお、人口ビジョンでは

5年毎の人口予測しか行われていないため、その間の年度については、2点間の線形補間を計算し算出しました。本町の人口推計結果は、表2-2-2及び図2-2-6に示すとおりです。

表 2-2-2 人口推計結果

年		人口	備考
R7	2025	26,420	推計値
R8	2026	26,478	計算値
R9	2027	26,539	
R10	2028	26,591	
R11	2029	26,633	
R12	2030	26,674	推計値

年		人口	備考
R13	2031	26,690	計算値
R14	2032	26,705	
R15	2033	26,711	
R16	2034	26,709	
R17	2035	26,696	推計値

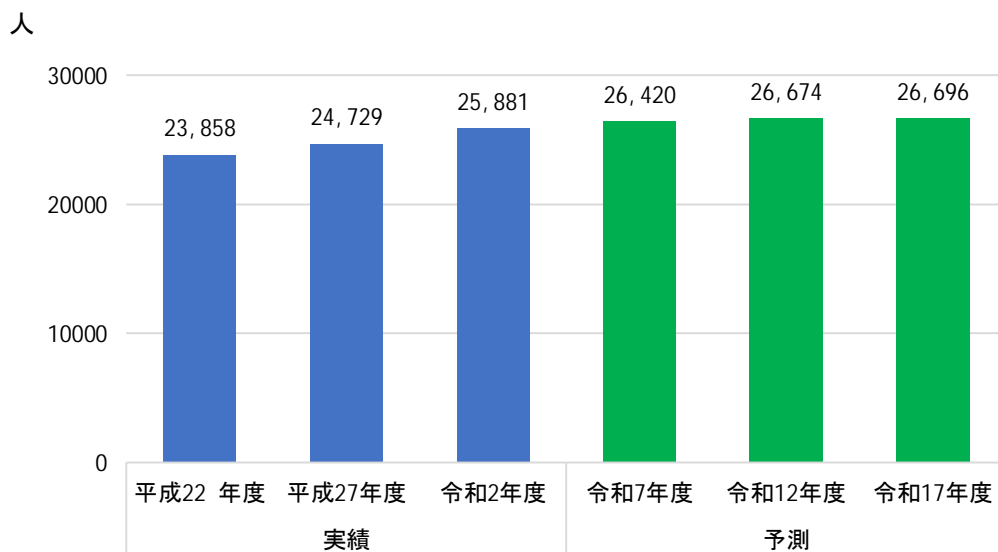


図 2-2-6 人口推計結果(将来展望推計)

(4) ごみ発生量の予測

将来のごみ排出量について、計画目標年度におけるごみ排出量を算出しました。結果は表2-2-3に示すとおりです。

表 2-2-3(1) ごみ発生量の予測

項目	年間日数	365	366	365	365	365		
	和暦	R7	R8	R9	R10	R11		
	西暦	2025	2026	2027	2028	2029		
単位		予測						
行政区域内人口(計画収集人口)								
	人	26,420	26,478	26,539	26,591	26,633		
目標	1人1日あたりごみ総排出量	q/人・日	882.5	824.7	814.9	805.5	792.3	
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	q/人・日	493.2	449.7	445.1	434.5	429.8	
	最終処分量	t/年	296.6	269.9	286.9	282.6	278.8	
	最終処分率	%	3.5	3.4	3.6	3.6	3.6	
	ごみ総排出量(ごみ排出量)	t/年	8510.1	7992.5	7894.1	7817.5	7702.2	
	生活系ごみ原単位	q/人・日	560.8	517.0	511.6	506.3	501.0	
	再生利用率	%	22.9	23.3	18.0	18.7	18.8	
	生活系ごみ排出量	t/年	5407.6	5010.3	4955.5	4914.3	4869.8	
	事業系ごみ排出量	t/年	3102.5	2982.2	2938.6	2903.2	2832.4	
	ごみ総排出量	t/年	8510.1	7992.5	7894.1	7817.5	7702.2	
年間排出量	生活系ごみ	t/年	5407.6	5010.3	4955.5	4914.3	4869.8	
	家庭系ごみ	t/年	4756.1	4358.1	4311.6	4217.1	4178.2	
	可燃ごみ	t/年	4180.4	3866.7	3824.3	3732.8	3697.9	
	可燃ごみ(収集)	t/年	4083.0	3776.6	3735.2	3645.5	3611.4	
	可燃ごみ(直搬)	t/年	97.4	90.1	89.1	87.4	86.5	
	粗大ごみ	t/年	568.9	484.6	480.5	477.5	473.5	
	燃える大型ごみ	t/年	378.3	322.2	319.5	317.5	314.8	
	金属類	t/年	98.3	83.7	83.0	82.5	81.8	
	ガラス	t/年	30.7	26.2	26.0	25.8	25.6	
	がれき	t/年	61.6	52.5	52.0	51.7	51.3	
	有害ごみ	t/年	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	
	蛍光灯	t/年	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	
	乾電池	t/年	4.6	4.7	4.7	4.7	4.7	
	リサイクル資源(合計)	t/年	651.6	652.2	643.9	697.2	691.6	
	ビン類	t/年	99.3	95.0	90.1	86.4	81.7	
	カン類	t/年	27.1	26.2	26.1	26.2	26.3	
	スチール	t/年	14.2	13.7	13.7	13.7	13.8	
	アルミ	t/年	12.9	12.5	12.4	12.5	12.5	
	ペットボトル	t/年	34.7	35.9	36.8	37.9	38.9	
	トレイ	t/年	2.4	2.3	2.1	2.0	1.9	
	プラ容器包装	t/年	68.9	70.4	71.4	130.8	132.1	
	紙・古着類	t/年	128.3	128.8	123.9	119.9	116.2	
	ダンボール	t/年	17.6	17.7	17.0	16.4	15.9	
	新聞	t/年	67.4	67.8	65.1	63.0	61.1	
	雑誌	t/年	8.2	8.3	7.9	7.7	7.5	
	牛乳パック	t/年	2.6	2.6	2.5	2.4	2.4	
	紙製容器包装	t/年	10.3	10.3	9.9	9.6	9.3	
	雑がみ	t/年	10.2	10.2	9.9	9.6	9.2	
	ポロ	t/年	11.9	12.0	11.5	11.2	10.8	
	エコキャップ	t/年	0.0	1.3	1.3	1.3	1.3	
	廃食用油	t/年	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
	みどりごみ	t/年	290.2	291.6	291.5	292.0	292.5	
	事業系ごみ	t/年	3102.5	2982.2	2938.6	2903.2	2832.4	
	可燃ごみ	t/年	3102.5	2982.2	2938.6	2903.2	2832.4	
	中間処理	可燃物	t/年	7661.2	7171.1	7082.4	6953.6	6845.1
		家庭系・収集	t/年	4083.0	3776.6	3735.2	3645.5	3611.4
		家庭系・燃える大型ごみ	t/年	378.3	322.2	319.5	317.5	314.8
		事業系・直接搬入	t/年	3102.5	2982.2	2938.6	2903.2	2832.4
		一般廃棄物(家庭系・直接搬入)	t/年	97.4	90.1	89.1	87.4	86.5
	資源化	総資源化量	t/年	1950.2	1859.4	1421.0	1461.2	1444.2
リサイクル資源量(収集+直接搬入)		t/年	651.6	652.2	643.9	697.2	691.6	
焼却処理による資源化量		t/年	1200.3	1123.5	694.1	681.5	670.8	
新岐阜羽島衛生・岐南町分(9.8%)		t/年	0.0	0.0	694.1	681.5	670.8	
最終処分	再生利用率	%	22.9	23.3	18.0	18.7	18.8	
	最終処分量	t/年	296.6	269.9	286.9	282.6	278.8	
	不燃ごみ(ガラス類・がれき類)	t/年	92.3	78.7	78.0	77.5	76.9	
	焼却処理による最終処分量	t/年	204.3	191.2	208.9	205.1	201.9	
	新岐阜羽島衛生・岐南町分(2.95%)	t/年	-	-	208.9	205.1	201.9	
	三重中央開発(4%)	t/年	204.3	191.2	-	-	-	
	イーステージ(0%)	t/年	0.0	0.0	-	-	-	
最終処分率	%	3.5	3.4	3.6	3.6	3.6		

表 2-2-3(2) ごみ発生量の予測

項目	年間日数	366	365	365	365	366	365		
	和暦	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
	西暦	2030	2031	2032	2033	2034	2035		
単位		予測							
行政区域内人口(計画収集人口)		人	26,674	26,690	26,705	26,711	26,709	26,696	
目標	1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	782.9	773.9	765.0	752.5	743.7	734.8	
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	425.2	420.6	416.0	411.4	406.8	402.0	
	最終処分量	t/年	276.9	273.2	270.3	266.3	264.0	260.1	
	最終処分率	%	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	
	ごみ総排出量(ごみ排出量)	t/年	7643.1	7539.0	7456.9	7336.7	7269.8	7160.2	
	生活系ごみ原単位	g/人・日	495.6	490.4	485.3	480.2	474.9	469.6	
	再生利用率	%	18.8	18.8	18.8	18.9	18.9	19.0	
	生活系ごみ排出量	t/年	4838.4	4777.4	4730.7	4681.3	4642.7	4575.6	
	事業系ごみ排出量	t/年	2804.7	2761.6	2726.2	2655.4	2627.1	2584.6	
	ごみ総排出量	t/年	7643.1	7539.0	7456.9	7336.7	7269.8	7160.2	
年間排出量	生活系ごみ	t/年	4838.4	4777.4	4730.7	4681.3	4642.7	4575.6	
	家庭系ごみ	t/年	4151.2	4097.4	4054.9	4011.0	3976.6	3917.1	
	可燃ごみ	t/年	3672.7	3624.0	3586.0	3545.9	3514.3	3461.1	
	可燃ごみ(収集)	t/年	3586.8	3539.2	3502.2	3463.0	3432.2	3380.2	
	可燃ごみ(直搬)	t/年	85.9	84.8	83.8	82.9	82.1	80.9	
	粗大ごみ	t/年	471.7	466.6	462.0	458.3	455.5	449.2	
	燃える大型ごみ	t/年	313.6	310.3	307.2	304.7	302.9	298.7	
	金属類	t/年	81.5	80.6	79.8	79.2	78.7	77.6	
	ガラス	t/年	25.5	25.2	25.0	24.8	24.6	24.3	
	がれき	t/年	51.1	50.5	50.0	49.6	49.3	48.6	
	有害ごみ	t/年	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	
	蛍光灯	t/年	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	
	乾電池	t/年	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	
	リサイクル資源(合計)	t/年	687.1	680.1	675.8	670.3	666.1	658.5	
	ビン類	t/年	78.1	74.0	71.2	67.3	64.5	60.4	
	カン類	t/年	25.4	25.4	25.4	25.4	24.4	24.4	
	スチール	t/年	13.3	13.3	13.3	13.3	12.8	12.8	
	アルミ	t/年	12.1	12.1	12.1	12.1	11.6	11.6	
	ペットボトル	t/年	40.0	40.9	41.9	42.9	44.0	44.8	
	トレイ	t/年	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3	
	プラスチック包装	t/年	133.7	134.5	135.6	136.7	138.1	138.8	
	紙・古着類	t/年	112.3	108.5	104.8	101.1	97.6	93.6	
	ダンボール	t/年	15.4	14.9	14.4	13.9	13.4	12.9	
	新聞	t/年	59.1	57.0	55.1	53.2	51.4	49.2	
	雑誌	t/年	7.2	7.0	6.7	6.5	6.2	6.0	
	牛乳パック	t/年	2.3	2.2	2.1	2.0	1.9	1.9	
	紙製容器包装	t/年	9.0	8.7	8.4	8.1	7.8	7.5	
	雑がみ	t/年	8.9	8.6	8.3	8.0	7.8	7.5	
	ポロ	t/年	10.5	10.1	9.7	9.4	9.1	8.7	
	エコキャップ	t/年	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	
	廃食用油	t/年	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
	みどりごみ	t/年	293.8	293.1	293.3	293.4	294.1	293.2	
	事業系ごみ	t/年	2804.7	2761.6	2726.2	2655.4	2627.1	2584.6	
	可燃ごみ	t/年	2804.7	2761.6	2726.2	2655.4	2627.1	2584.6	
	中間処理	可燃物	t/年	6790.9	6695.9	6619.5	6506.0	6444.4	6344.3
		家庭系・収集	t/年	3586.8	3539.2	3502.2	3463.0	3432.2	3380.2
		家庭系・燃える大型ごみ	t/年	313.6	310.3	307.2	304.7	302.9	298.7
		事業系・直接搬入	t/年	2804.7	2761.6	2726.2	2655.4	2627.1	2584.6
		一般廃棄物(家庭系・直接搬入)	t/年	85.9	84.8	83.8	82.9	82.1	80.9
	資源化	総資源化量	t/年	1434.1	1416.9	1404.3	1387.1	1376.4	1357.8
リサイクル資源量(収集・直接搬入)		t/年	687.1	680.1	675.8	670.3	666.1	658.5	
焼却処理による資源化量		t/年	665.5	656.2	648.7	637.6	631.6	621.7	
新岐阜羽島衛生・岐南町分(9.8%)		t/年	665.5	656.2	648.7	637.6	631.6	621.7	
再生利用率	%	18.8	18.8	18.8	18.9	18.9	19.0		
最終処分	最終処分量	t/年	276.9	273.2	270.3	266.3	264.0	260.1	
	不燃ごみ(ガラス類・がれき類)	t/年	76.6	75.7	75.0	74.4	73.9	72.9	
	焼却処理による最終処分量	t/年	200.3	197.5	195.3	191.9	190.1	187.2	
	新岐阜羽島衛生・岐南町分(2.95%)	t/年	200.3	197.5	195.3	191.9	190.1	187.2	
	三重中央開発(4%)	t/年	-	-	-	-	-	-	
	イーステージ(0%)	t/年	-	-	-	-	-	-	
最終処分率	%	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6		

ごみ総排出量についての予測は、図 2-2-7 に示すとおりです。1 人 1 日あたりごみ総排出量は、令和 17 年度に 735 グラムまで減少する見込みです。

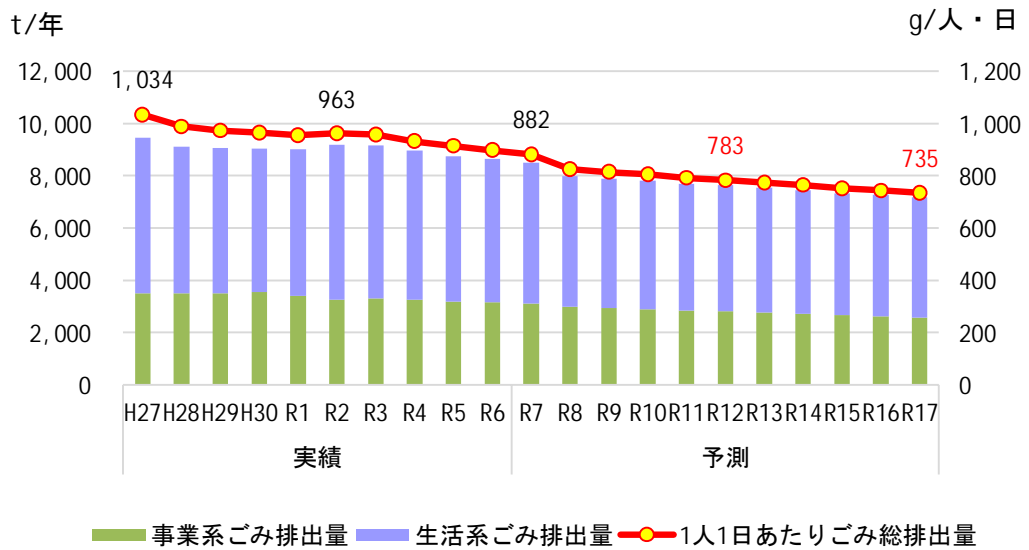


図 2-2-7 ごみ総排出量の予測と目標値

生活系ごみの排出量についての予測は図 2-2-8 に示すとおりです。1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は、令和 17 年度に 402 グラムまで減少する見込みです。

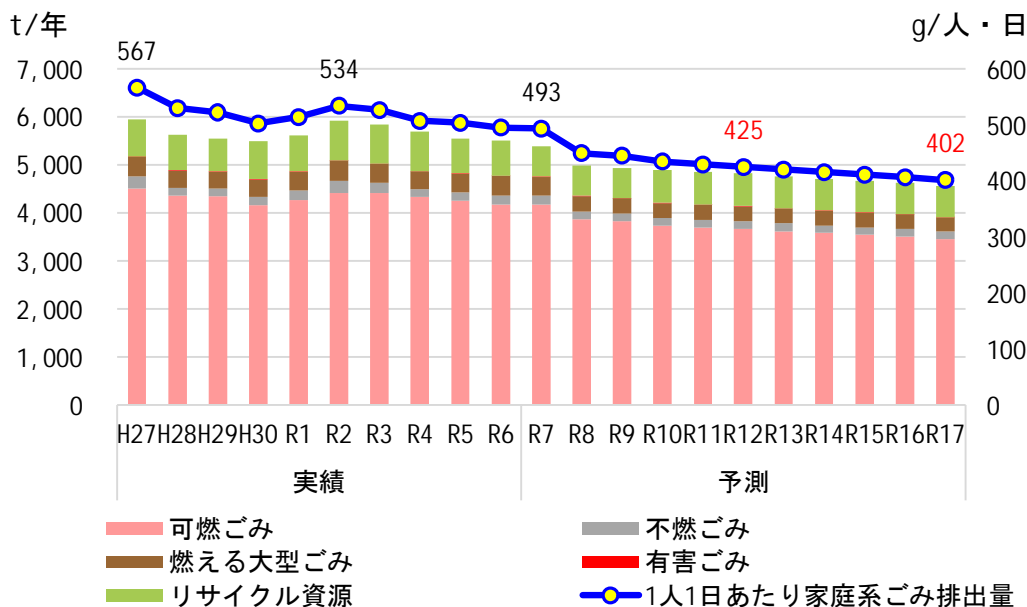


図 2-2-8 生活系ごみ排出量の予測と目標値

事業系ごみの排出量についての予測は図 2-2-9 に示すとおりです。事業系ごみの排出量は令和17年度に 2,585g まで減少する見込みです。

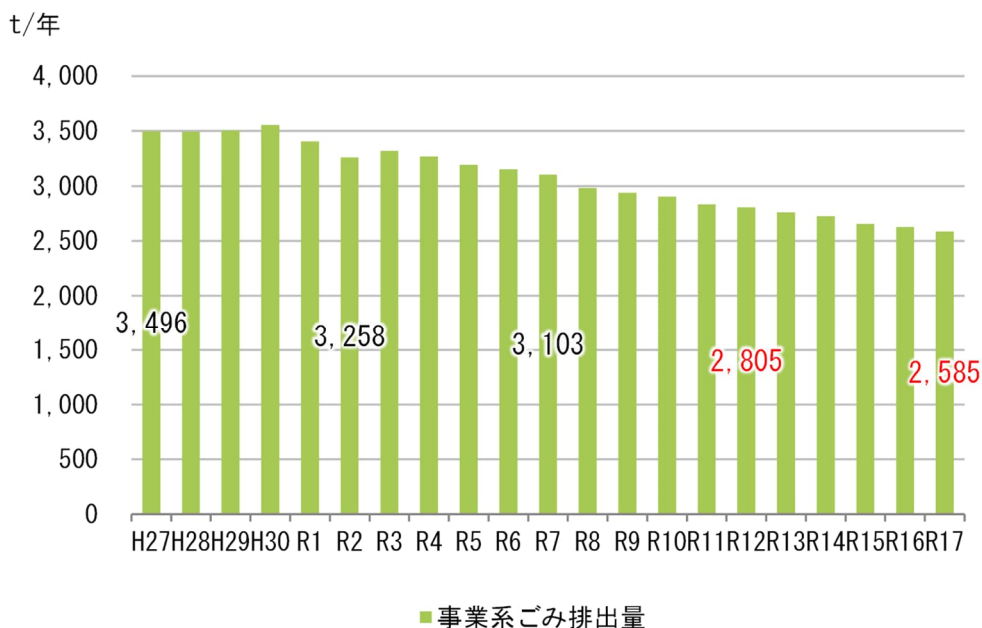


図 2-2-9 事業系ごみ排出量の予測と目標値

再生利用率についての予測は図 2-2-10 に示すとおりです。令和 9 年度以降、岐阜羽島衛生施設組合の時期ごみ処理施設が稼働を開始することにより、焼却処理による資源化率が変わることから(9.8%)、再生利用率が低下します。

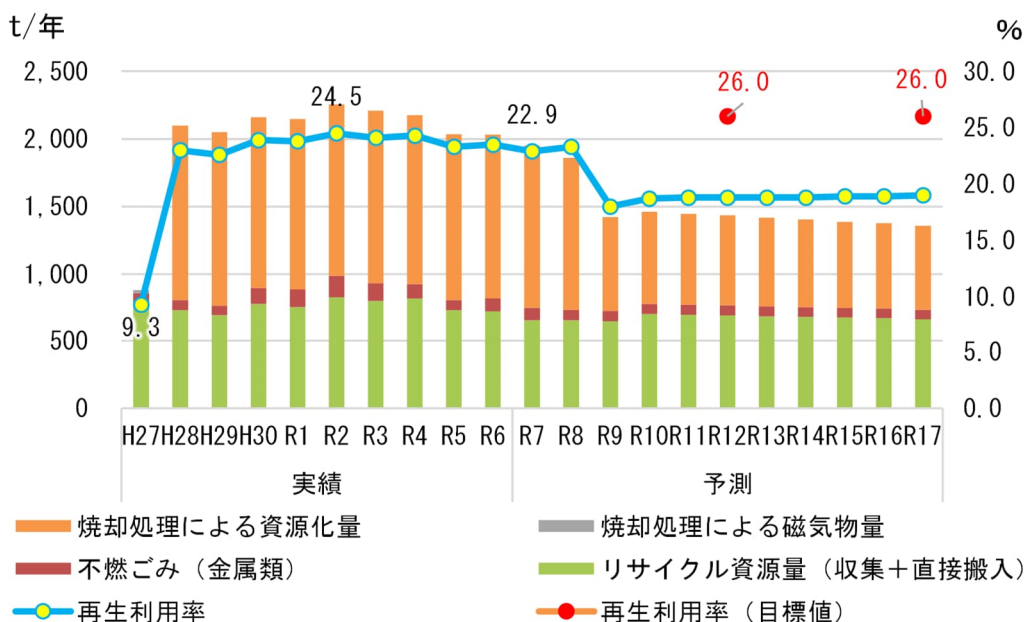


図 2-2-10 再生利用率の予測と目標値

最終処分量についての予測は図 2-2-11 に示すとおりです。令和 9 年度以降、岐阜羽島衛生施設組合の時期ごみ処理施設が稼働を開始することにより、最終処分率が変ることから(2.95%)、最終処分量が増加する予想となっています。

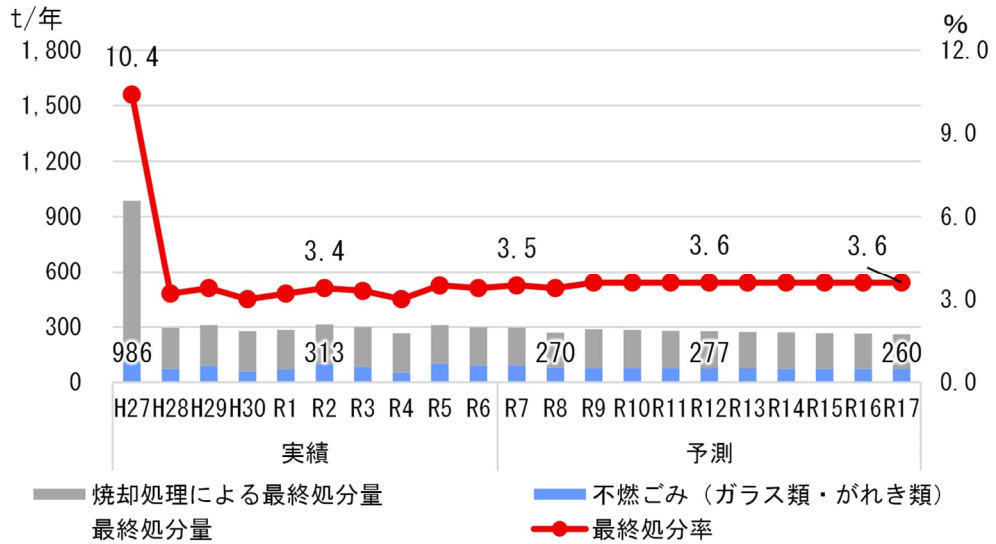


図 2-2-11 最終処分量の予測

## 5. 目標達成に向けた施策

前述した目標を達成するために取り組む 4 つの施策と 19 の取り組みは、以下に示すとおりです。

表 2-2-4 施策一覧

施策・取り組み		基本方針		
		排出抑制	資源化	適正処理
<b>施策1 ごみの発生抑制</b>				
1-1	家庭系ごみの有料化	○	○	
1-2	生ごみ堆肥化装置等への助成金交付	○	○	
1-3	事業者への減量・資源化指導	○	○	
1-4	不法投棄対策の強化	○		○
<b>施策2 リサイクル資源の増加</b>				
2-1	エコ・ステーションの継続		○	
2-2	製品プラスチックのリサイクルの開始		○	
2-3	小型家電回収の継続及び品目拡大の検討		○	
2-4	民間古紙回収量の把握		○	
2-5	リサイクル資源収集場所・頻度の拡大		○	
2-6	生ごみなどバイオマスリサイクルの研究		○	
<b>施策3 広報・啓発</b>				
3-1	広報紙による広報	○	○	○
3-2	環境学習の推進	○	○	○
3-3	清掃の日における環境美化運動の継続			○
3-4	環境美化活動者及び団体に対する表彰制度の継続			○
<b>施策4 適正処理等の推進</b>				
4-1	分別ガイドブックの定期的な更新		○	○
4-2	環境美化監視員制度の継続	○	○	○
4-3	クリーンパトロールの継続			○
4-4	高齢者等支援			○
4-5	廃棄物処理対策協議会の開催	○	○	○

表 2-2-5 (1)の取り組み内容

No.	取り組み	内 容
施策 1 ごみの発生抑制		
1-1	家庭系ごみの有料化	家庭から排出される可燃ごみ及び粗大ごみについて、令和 8 年 4 月から有料化を実施します。
1-2	生ごみ堆肥化装置等への助成金交付	生ごみ処理容器やダンボールコンポストなど、ごみ減量化に関する助成金制度を継続します。
1-3	事業者への減量・資源化指導	多量排出事業者に対し、立入検査を実施し、減量計画の作成要請や、資源化の指導を行います。
1-4	不法投棄対策の強化	不法投棄の多い集積場を中心に、対策を実施します。
施策 2 リサイクル資源の増加		
2-1	エコ・ステーションの継続	リサイクル資源の持込場所であるエコ・ステーションを継続し、周知を図ります。
2-2	製品プラスチックのリサイクルの開始	製品プラスチックの収集、リサイクルを実施します。
2-3	小型家電回収の継続及び品目拡大の検討	ボックス回収による小型家電回収を継続するとともに、回収品目の拡大について検討します。
2-4	民間古紙回収量の把握	民間業者が設置する古紙回収ボックスの回収量を把握します。
2-5	リサイクル資源収集場所・頻度の拡大	現在自治会単位の集積所で集めているリサイクル資源について、収集頻度・収集場所の拡大を図ります。
2-6	生ごみなどバイオマスリサイクルの研究	民間企業と共同で生ごみなど有機系資源のリサイクル事業化に向けた研究を行います。

表 2-2-5 (2)の取り組み内容

No.	取り組み	内容
施策 3 広報・啓発		
3-1	広報紙による広報	毎月全戸配布している広報紙にて掲載している記事「エコピカ」を継続します。
3-2	環境学習の推進	小学生を対象に行っている、ごみの減量とリサイクルを推進するための出張授業を継続します。
3-3	清掃の日における環境美化運動の継続	奇数月の第 3 日曜日に実施している、住民と企業が自主的に参加する、環境美化活動である「清掃の日」を継続します。
3-4	環境美化活動者及び団体に対する表彰制度の継続	環境美化活動を行っている者及び団体に対する表彰制度を継続します。
施策 4 適正処理等の推進		
4-1	分別ガイドブックの定期的な更新	3 年おきを目安に、分別ガイドブックを改訂します。
4-2	環境美化監視員制度の継続	自治会ごとに 1 名委嘱している、環境美化監視事業を継続し、分別の指導や持ち去り行為の監視等を行います。
4-3	クリーンパトロールの継続	不適正排出の抑制を目的としたクリーンパトロールや違反ごみの見回り活動を実施します。
4-4	高齢者等支援	高齢者の単独世帯や障害者世帯など、ごみ出しが不自由な世帯に対して支援制度を実施します。
4-5	廃棄物処理対策協議会の開催	定期的に廃棄物処理対策協議会を開催し、ごみ処理の状況について報告します。

## 6. スケジュール

施策のスケジュールは、表 2-2-6 に示すとおりです。

表 2-2-6 施策のスケジュール

No.	取り組み	年度									
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1-1	家庭系ごみ有料化	実施	→								
1-2	生ごみ堆肥化装置への助成金交付	←				継続実施	→				
1-3	事業者への指導	←				実施	→				
1-4	不法投棄対策の強化	←				継続実施	→				
2-1	エコ・ステーションの継続	←				継続実施	→				
2-2	製品プラスチックのリサイクルの開始	検討	-->	実施	→						
2-3	小型家電回収拡大の検討	検討	---	→	判断						
2-4	民間古紙回収量の把握	実施	→								
2-5	リサイクル資源収集場所・頻度の拡大	検討	---	→	判断						
2-6	生ごみなどバイオマスリサイクルの研究	実施	→								
3-1	広報紙による広報	実施	→								
3-2	環境学習の推進	←				継続実施	→				
3-3	清掃の日の継続	←				継続実施	→				
3-4	環境美化活動に対する表彰制度	←				継続実施	→				
4-1	分別ガイドブックの定期的な更新	配布	-	-	配布	-	-	配布	-	-	更新
4-2	環境美化監視員制度の継続	←				継続実施	→				
4-3	クリーンパトロールの継続	←				継続実施	→				
4-1	高齢者等支援	実施	→								
4-4	廃棄物処理対策協議会の開催	←				継続開催	→				

## 第 3 部 食品ロス削減推進計画

### 1. 食品ロス削減推進計画策定の目的

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。この食品ロスの問題は、2015 年の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」においても最も重要な課題と位置づけられています。

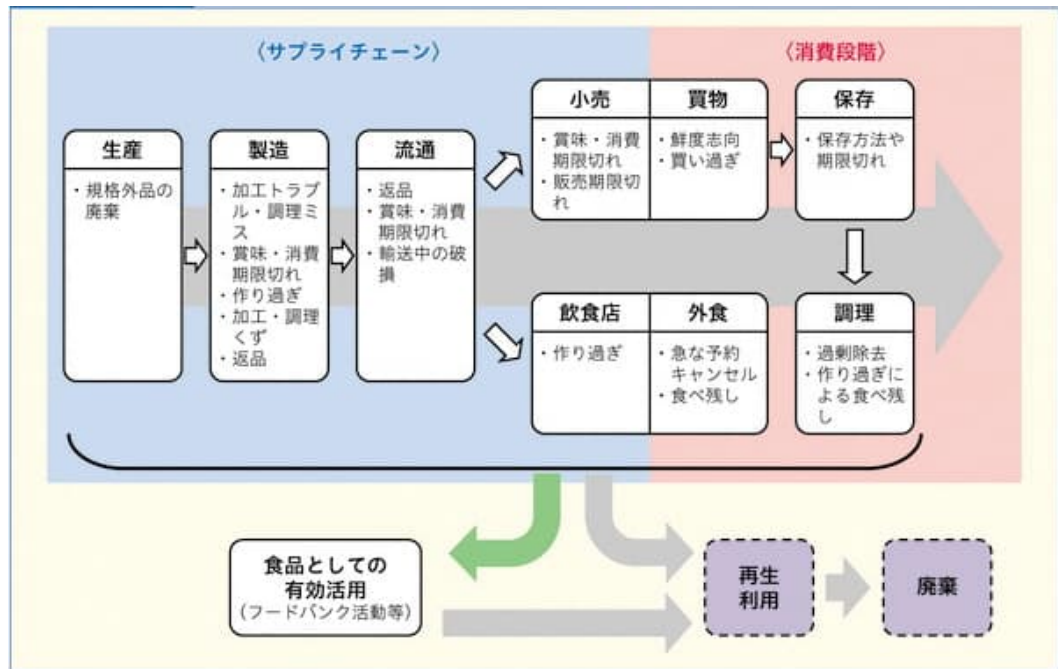
我が国においても、食品ロスの年間発生量は約 464 万トンと推計され、そのうち約 233 万トンが家庭から、約 231 万トンが食品製造業や外食産業などの食品関連事業者から発生しています(令和 5 年度推計農林水産省・環境省)。食品ロスの発生は、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながるため、食品ロスを削減することにより、家計負担や廃棄物処理に係る財政支出の軽減、さらには温室効果ガス排出量の削減による気候変動の抑制といった効果が期待できます。

このような状況のもと、市町村は令和元年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律(以下、「食品ロス削減推進法」という。)及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和 7 年 3 月閣議決定)」に基づき、都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえた、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

今回策定する「岐南町食品ロス削減推進計画」は、食品ロス削減推進法に基づき、本町における食品ロスの削減に向け、適切な将来目標を設定し、目標達成に向けて必要な施策等を明らかにすることで、住民、事業者、民間団体、行政が一体となって食品ロスの削減に取り組むことを目的とします。

## 2. 食品ロス発生現状

食品ロスの主な発生要因は、生産段階、製造段階における規格外品の廃棄や見込み生産、流通段階では、「3分の1ルール」を始めとする商習慣等による返品、販売段階では需要予測のズレ、消費段階では、食べ残しや作り過ぎ等です。



出典:(消費者庁 令和 2 年度消費者白書)

図 3-1 食品ロスの主な発生要因(フロー図)

### 3. 食品ロスの発生量

#### (1) 岐阜県

岐阜県内における食品ロス発生量について岐阜県が行った令和元年度の推計では、年間62,731トン、うち事業系が23,681トン(37.8%)、家庭系が39,050トン(62.2%)であり、国と比較して家庭系食品ロスの占める割合が高くなっています。

また、事業系食品ロスの業種別の内訳では、食品小売業及び外食産業が大きな割合を占めています。

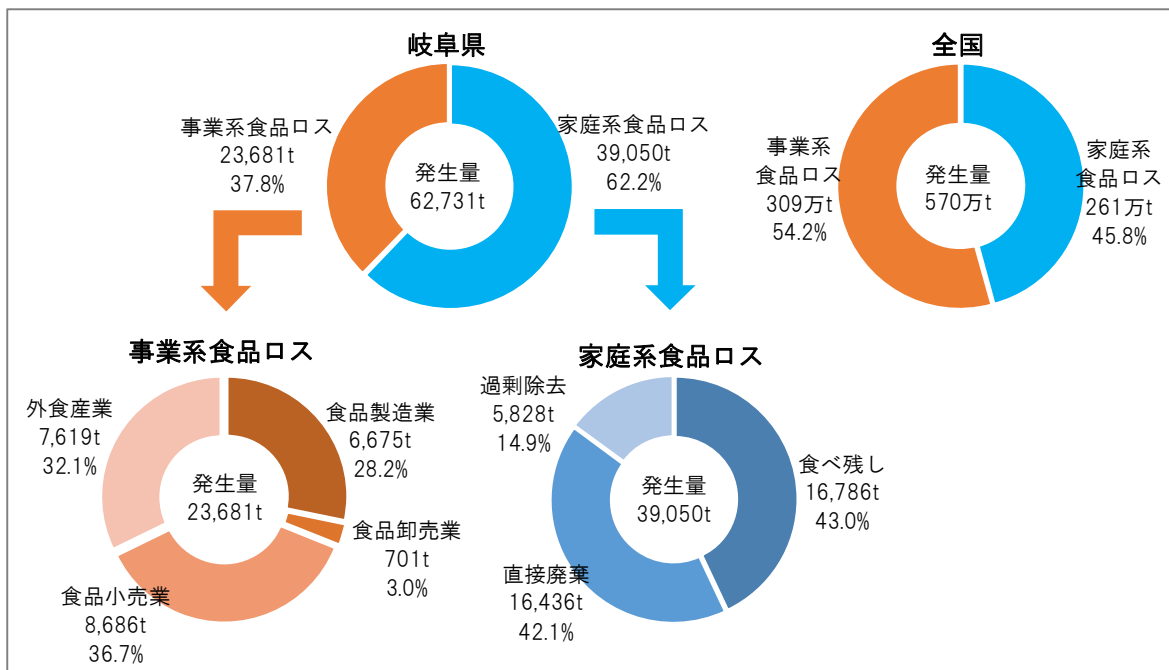


図 3-2 岐阜県の食品ロス発生量(令和元年度推計)

#### (2) 本町

本町における食品ロス発生量を、岐阜県が推計した食品ロス発生量を基に人口及び製造品出荷額などで按分して算出しました。

本町の1人1日あたりの食品ロス量は、家庭系が54グラム、事業系が19グラムとなり、県全体と同様に家庭系食品ロスの割合が高くなっています。

表 3-1 本町の食品ロス発生量(令和元年度)

項目	発生量	1人1日あたり発生量
家庭系	502トン	54グラム
事業系	175トン	19グラム
食品ロス量合計	677トン	73グラム

注)岐阜県の推計値から、人口、出荷額、事業所数で按分して算出。

#### 4. 基本的な目標

##### (1) 食品ロスの削減目標

岐阜県の策定した、「岐阜県食品ロス削減推進計画(令和4年3月)」と同様に、家庭系、事業系ともに平成12年度比で、令和12年度までに食品ロス発生量を半減させます。

表 3-2 食品ロス発生量削減目標

項目	基準年 平成12年度	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
家庭系	833トン	502トン	417トン
事業系	310トン	175トン	155トン
食品ロス量合計	1,143トン	677トン	572トン

注)発生量は岐阜県推計値を按分して算出

##### (2) 食品ロスの削減に取り組む住民の割合

岐阜県の策定した、「岐阜県食品ロス削減推進計画(令和4年3月)」と同様に、令和12年度までに、食品ロス削減の取り組みを3つ以上行う住民の割合を100%にします。

表 3-3 食品ロス削減に取り組む住民の割合

区分	現状値(令和7年度)	目標値(令和12年度)
食品ロス削減の取組を 3つ以上行う住民の割合	58%	100%

##### 【取り組みの例】

- ・ 小分け商品、少量パック商品、バラ売り等、食べきれぬ量を購入する
- ・ 冷凍保存を活用する
- ・ 料理を作りすぎない
- ・ 日頃から冷蔵庫内等の食材の種類・量・期限表示を確認する
- ・ 残さず食べる
- ・ 賞味期限を過ぎてもすぐ捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する
- ・ 飲食店等で注文し過ぎない
- ・ お店に了解を得て残った料理を持ち帰る
- ・ 宴会時には、最初の30分間と最後の10分間に料理を楽しむ時間を設ける「30・10運動」を実践する

## 5. 施策の展開

食品ロスの削減にあたっては、食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程において、関連する多様な主体が自らの役割と行動を理解し、連携して取り組みを進めることが重要です。

本町における食品ロスの現状と課題を踏まえ、以下の施策を実施し食品ロスの削減を一層推進します。また、新たな取り組みについても積極的に検討・実施していきます。

表 3-4 主な施策内容

項目	内容
啓発キャンペーンの実施	・食品ロス削減月間(10月)、食品ロス削減の日(10月30日)に合わせた普及啓発キャンペーンの実施
学びの機会の場の提供による理解促進	・中学生向け、高校生向け消費者教育副読本の活用 ・小学5年生に配布する環境教育副読本の活用 ・出前講座や環境啓発イベント等を通じた理解促進
ぎふ食べきり運動	・「ぎふ食べきり運動」協力店・協力企業と連携した外食時の食べきり、持ち帰り等の普及啓発 ・食品小売店(スーパー、コンビニ等)と連携した店舗での「てまえどり」の呼びかけ
日常生活で実践できる食品ロス削減の取り組み	・買い物、食品保存、調理の際などに家庭で手軽に実践できる食品ロス削減の取組事例の紹介 ・出前講座を活用した情報発信、取組事例の紹介
食品関連事業者から発生する食品ロス削減	・関係団体に対し、商習慣の見直し、需要に見合った販売促進などに関するチラシ等を配布 ・飲食店等における「30・10運動」の啓発、消費者が食事量を調整・選択できるメニュー(小盛りメニュー等)の導入の呼びかけ
食品ロスの削減に取り組む事業者の支援	・規格外農産物等を活用する事業者の取り組みの支援 ・食品小売店(スーパー、コンビニ等)や飲食店等が実施する啓発活動等への支援
フードバンク活動、フードドライブ等の支援	・フードドライブの開催支援 ・自治体、企業、家庭で保有する更新時期を迎えた防災備蓄食品の有効活用の推進
食品ロス削減推進体制の整備	・家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物の組成調査・分析及び施策の検証・見直し ・アンケート調査による県民意識及び食品ロス削減取り組みの状況調査

## 6. 施策の推進

### (1) 各主体の役割

#### ① 消費者の役割

消費者は、食品ロスの現状や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中(買い物、食品の保存、調理、外食など)で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握することが求められます。その上で、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、以下に示す行動例をヒントに行動に移すよう努めます。

また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロス削減に関する県や本町の施策に協力するとともに、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取り組みの支援に努めます。

表 3-5 消費者の具体的な行動の例

項目	内容
買い物の際	<ul style="list-style-type: none"><li>・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し(てまえどり、見切り品等の活用)、使い切れる分だけ購入する。</li><li>・欠品を許容する意識を持つ。</li></ul>
食品の保存の際	<ul style="list-style-type: none"><li>・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。</li><li>・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。</li></ul>
調理の際	<ul style="list-style-type: none"><li>・余った食材を活用した献立など、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。</li><li>・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。</li></ul>
外食の際	<ul style="list-style-type: none"><li>・食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時等においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「30・10 運動」等を実践する。</li><li>・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。</li></ul>

## ② 事業者の役割

農業者・食品関連事業者は、サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取り組みに関する情報提供や啓発を実施することが求められます。

また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めます。

なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行います。加えて、国又は県、本町の実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めます。

表 3-6-1 事業者の具体的な行動の例

項目	内容
農業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規格外や未利用の農産物の有効活用を促進する。</li> </ul>
食品製造業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。</li> <li>・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む(その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する)。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。</li> <li>・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。</li> <li>・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。</li> <li>・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。</li> </ul>
食品卸売・小売業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限(3分の1ルール等)の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。</li> <li>・天候や日取り(曜日)などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。</li> <li>・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取り組み(値引き・ポイント付与等)を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。</li> <li>・食品小売業者(フランチャイズ店)における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。</li> </ul>

表 3-6-2 事業者の具体的な行動の例

項目	内容
<p>外食事業者など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天候や日取り(曜日)、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。</li> <li>・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み(小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等)を導入する。</li> <li>・宴会時等において、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「30・10 運動」等の取り組みを行う。</li> <li>・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。</li> <li>・また、外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあつては、食品ロス削減のための可能な取り組みを行う。</li> </ul>
<p>農業者・食品関連 事業者に共通する 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包装資材(段ボール等)に傷や汚れがあつたとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。</li> <li>・フードシェアリング(そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング)の活用等による売り切りの工夫を行う。</li> <li>・未利用食品を提供する活動(フードバンク活動等)とその役割を理解し、当該活動に積極的に未利用食品の提供を行う。</li> <li>・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取り組みの内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。</li> </ul>
<p>すべての事業者に 共通する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロスの現状とその削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める(フードバンクへの提供を含む)。</li> </ul>

### ③ 関係団体(消費者団体、NPOなど)の役割

関係団体は、行政等と連携しながら、食品ロス削減に向けた取り組みの実践に努めます。また、前述した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、これまで実践してきた食品ロス削減に関する活動で得られた知見やネットワーク等を活用し、これらの取り組みを普及啓発し拡大していくよう努めます。

### ④ 本町の役割

本町は、自ら率先して食品ロスの削減に向けた取り組みを実践するとともに、前述した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう施策を推進します。

## (2) 推進体制

計画の推進に当たっては、住民・事業者・町・関係団体等の多様な主体がそれぞれの役割のもと、連携・協力して食品ロスの削減に向けた取り組みを推進します。

食品ロスの削減については、様々な側面を持つ多岐にわたる施策であるため、関係部局と連携し、関係者が一丸となった取り組みを展開します。

# 第 4 部 生活排水処理基本計画

## 第 1 章 生活排水処理の現状と課題

### 1. 生活排水の処理主体

生活排水を処理する施設は、集合処理施設(下水道、農業集落排水処理施設等)及び個別処理施設(浄化槽等)があります。

本町で発生する生活排水は、表 4-1-1 に示す施設で処理が行われています。

本町では現在、木曾川右岸流域下水道に接続する公共下水道を整備して、生活排水の集合処理を進めており、令和17年度の下水道処理人口普及率 100%を目指し整備を進めています。

集合処理の推進策として、集合処理区域での住宅改築などによる水洗化を促進するため、「排水設備等改造助成金交付要綱」及び「排水設備等改造資金利子補給規則」を定めて、助成金並びに利子補給を実施し、接続率向上に努めています。

本町のし尿の収集・運搬については、本町が許可した業者が行っています。

表 4-1-1 生活排水処理施設の概要

種類		対象となる排水	設置主体
集合処理	公共下水道	し尿及び生活雑排水	本町
個別処理	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
	単独処理浄化槽	し尿	個人等
	し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	組合

## 2. 生活排水の処理体系

本町の生活排水処理フローは図 4-1-1 に示すとおりです。

公共下水道、合併処理浄化槽等を利用している家庭については、し尿及び浄化槽汚泥ともに処理されています。しかし、単独処理浄化槽や汲み取り便槽を利用している家庭については、生活雑排水が処理されないため、河川など公共用水域の汚染の原因になっています。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、岐阜羽島衛生施設組合「し尿処理施設」で処理されています。

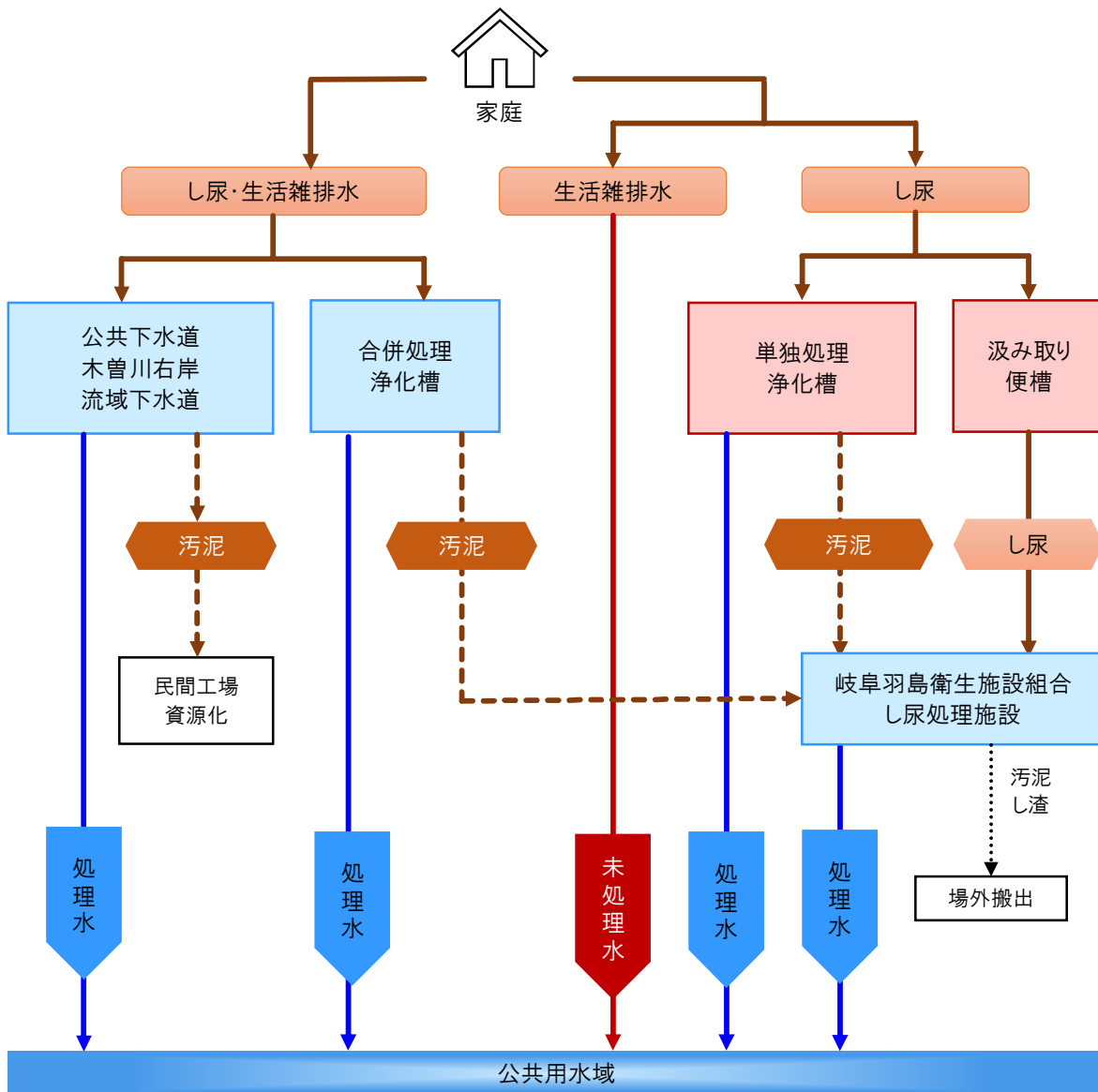


図 4-1-1 生活排水処理フロー

## 3. 生活排水処理形態別人口の推移

本町における生活排水処理形態別人口の推移は、表 4-1-2 及び図 4-1-2 に示すとおりです。令和 6 年度における本町の生活排水処理率は、91.1%となっています。

表 4-1-2 生活排水処理形態別人口の推移

区分		単位	H27	H28	H29	H30	R1
			2015	2016	2017	2018	2019
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	人	24,622	24,931	25,142	25,330	25,568
	①水洗化・生活雑排水処理人口	人	22,080	22,665	23,120	23,602	24,001
	(1)下水道人口	人	21,390	21,944	22,399	22,877	23,283
	(2)合併処理浄化槽人口	人	690	721	721	725	718
	②水洗化・生活雑排水未処理人口 ((3)単独処理浄化槽人口)	人	1,919	1,657	1,457	1,189	1,065
	③非水洗化人口	人	623	609	565	539	502
	(4)し尿収集人口	人	623	609	565	539	502
	(5)自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率:①/1.		%	89.7	90.9	92.0	93.2	93.9

区分		単位	R2	R3	R4	R5	R6
			2020	2021	2022	2023	2024
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	人	25,890	26,121	26,194	26,228	26,406
	①水洗化・生活雑排水処理人口	人	24,343	24,653	24,199	23,702	24,066
	(1)下水道人口	人	23,832	24,203	21,971	21,911	22,324
	(2)合併処理浄化槽人口	人	511	450	2,228	1,791	1,742
	②水洗化・生活雑排水未処理人口 ((3)単独処理浄化槽人口)	人	1,338	1,260	1,790	2,321	2,176
	③非水洗化人口	人	209	208	205	205	164
	(4)し尿収集人口	人	209	208	205	205	164
	(5)自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率:①/1.		%	94.0	94.4	92.4	90.4	91.1

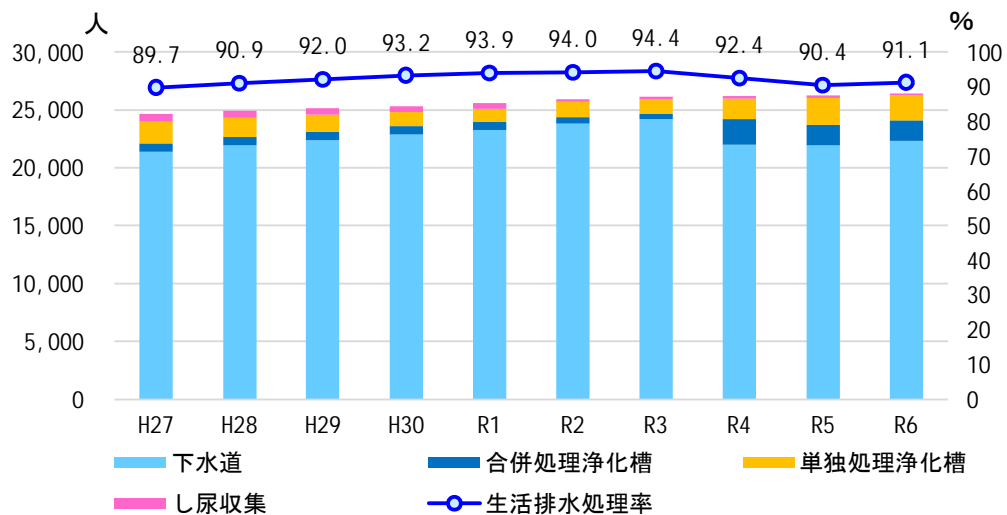


図 4-1-2 生活排水処理形態別人口の推移

#### 4.し尿及び浄化槽汚泥の発生状況

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥発生量の推移は、表 4-1-3 及び図 4-1-3 に示すとおりです。

表 4-1-3 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

区分		単位	H27	H28	H29	H30	R1
			2015	2016	2017	2018	2019
収集量	収集量計	kL/年	3,744	3,754	3,921	3,749	3,644
	し尿量	kL/年	590	476	453	455	393
	浄化槽汚泥総量	kL/年	3,154	3,278	3,468	3,294	3,251
原単位	し尿	L/人・日	2.59	2.14	2.20	2.31	2.14
	浄化槽汚泥	L/人・日	3.30	3.78	4.36	4.72	4.98

区分		単位	R2	R3	R4	R5	R6
			2020	2021	2022	2023	2024
収集量	収集量計	kL/年	3,836	3,597	3,847	3,921	3,464
	し尿量	kL/年	402	332	328	283	300
	浄化槽汚泥総量	kL/年	3,434	3,265	3,520	3,638	3,164
原単位	し尿	L/人・日	5.27	4.37	4.38	3.77	5.01
	浄化槽汚泥	L/人・日	5.09	5.23	2.40	2.42	2.21

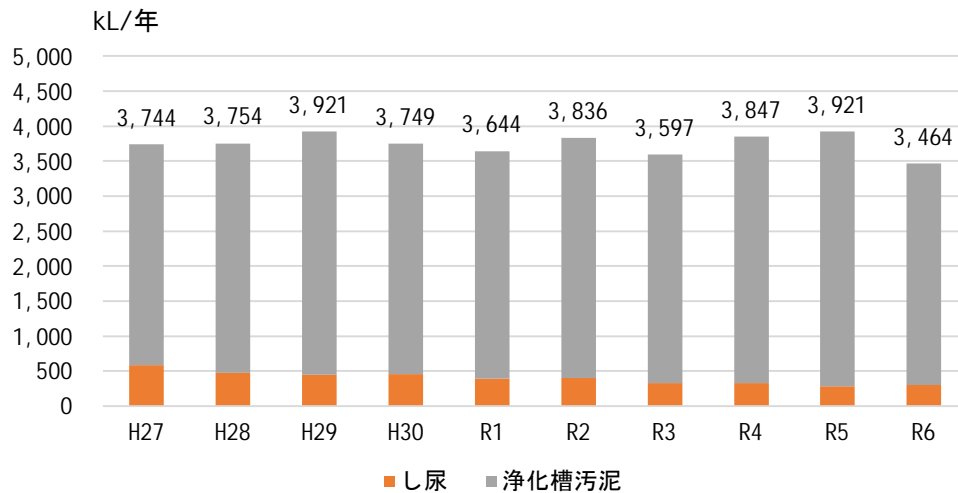


図 4-1-3 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

## 5. 収集・運搬

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法は、表 4-1-4 に示すとおりです。

表 4-1-4 収集運搬方法

項目	収集形態	業者数	収集回数	収集方法
し尿	許可制	1社	月1回	バキューム式収集運搬車による戸別方式
浄化槽汚泥	許可制	1社	年1回以上	バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮車による戸別方式

## 6. 生活排水処理施設

### (1) 公共下水道

本町公共下水道の概要は、表 4-1-5、表 4-1-6 に示すとおりです。

表 4-1-5 公共下水道の概要

項目		内容
行政区域面積		791 ha
市街化区域面積		737.3 ha
処理区域面積		759 ha
計画処理人口(全体計画)		24,500人
都市計画決定	当初	昭和52年11月8日
	最終	平成7年8月18日
下水道事業認可	当初	昭和53年11月17日
	最終	令和3年3月3日
都市計画法事業認可	当初	昭和53年11月21日
	最終	令和3年3月23日
排水方法		分流式
下水道事業着手		昭和53年11月17日
処理場		木曾川右岸流域下水道 各務原浄化センター
計画処理水量 (日平均)	全体計画	12,399 m <sup>3</sup> /日
	下水道法認可	12,384 m <sup>3</sup> /日
認可区域面積		759 ha
整備完了目標年次		令和17年度

(出典:岐南町)

表 4-1-6 木曾川右岸流域下水道各務原浄化センターの概要

項目	内容	
	全体計画	下水道事業変更認可
名称	岐阜県各務原浄化センター	
所在地	各務原市前渡西町 1521	
面積	約 34 ha	
処理方式	標準活性汚泥法・嫌気無酸素好気法・ ステップ流入式多段硝化脱窒法+凝集剤添加 +急速砂ろ過	
処理能力	228,000 m <sup>3</sup> /日	228,000 m <sup>3</sup> /日
放流先河川	木曾川、境川(長良川)	

(出典:公益財団法人岐阜県浄水事業公社)

(2) し尿処理施設

本町がし尿及び浄化槽汚泥の処理を委託する岐阜羽島衛生施設組合し尿処理施設の概要は、表 4-1-7 に示すとおりです。

表 4-1-7 し尿処理施設の概要

項目	内容
名称	岐阜羽島衛生施設組合し尿処理施設
所在地	岐阜市境川 5 丁目 147 番地
処理区域	岐阜市、岐南町、笠松町
敷地面積	5,612 m <sup>2</sup>
建物面積	4,611 m <sup>2</sup>
処理能力	100 kL/日
主処理	標準脱窒素処理方式
高度処理	凝集沈殿処理、汚泥処理設備、オゾン脱色法、 急速濾過法
着工	昭和 54 年 8 月
竣工	昭和 56 年 3 月

(出典:岐阜羽島衛生施設組合)

## 7. 前計画の目標達成状況

前計画に示された目標及び令和6年度の実績は、表 4-1-8 に示すとおりです。

表 4-1-8 前計画の目標達成状況

項目	実績(令和6年度)	目標
生活排水処理率	91.1%	95%

## 8. 生活排水処理の課題

### (1) 公共下水道接続率の向上

公共下水道を整備しても、単独処理浄化槽世帯や汲み取り世帯が下水道に接続しなければ、生活排水処理は向上しません。

今後も公共下水道が整備された区域の世帯には、すみやかに下水道に接続するように働きかける必要があります。

#### ① 浄化槽の適切な維持管理

浄化槽法では、「浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。」とされているため、専門業者に定期的な点検を依頼するなど、設置者の責任のもとで適正な維持管理が行われるよう、啓発に努めていく必要があります。

#### ② し尿処理施設の処理機能維持

岐阜羽島衛生施設組合し尿処理施設は、竣工から 45 年以上が経過し老朽化しているため、処理機能を維持するための方策を検討する必要があります。

## 第2章 生活排水処理の基本方針

### 1. 基本理念

本計画の基本理念は、前計画に引き続き「取り戻そう！きれいな川、つなげよう未来へ！」を掲げます。

**基本理念 取り戻そう！きれいな川、つなげよう未来へ！**

### 2. 基本方針

本町の生活排水処理における現状と課題を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように設定します。

#### 基本方針1 下水道接続率の向上

本町全域の公共下水道整備が完了した区域においては、生活排水が未処理の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の世帯に対し、公共下水道に接続するよう働きかけを行います。

#### 基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥の排出量に応じた適正な処理を推進します。

#### 基本方針3 普及啓発活動の推進

水環境に対する意識向上に向けた啓発を行い、住民一人ひとりが発生源対策に取り組むように促進していきます。

### 3. 数値目標

基本理念を実現するため、本計画において目指すべき具体的な目標を以下のように設定します。

**目標 令和17年度の生活排水処理率 98%**

#### 4. 生活排水処理形態別人口の将来予測

令和17年度に本町全域の下水道整備が完了する計画であることから、令和20年度までに単独処理浄化槽世帯及び汲み取り世帯が下水道接続を行うことと想定し、令和17年度における処理形態別人口の将来予測を行いました。

表 4-2-1 処理形態別人口の将来予測

区分		単位	R2	R7	R12	R17
			2020	2025	2030	2035
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	人	25,890	26,420	26,674	26,696
	①水洗化・生活雑排水処理人口	人	24,343	24,392	25,426	26,228
	(1)下水道人口	人	23,832	22,649	23,666	24,467
	(2)合併処理浄化槽人口	人	511	1,743	1,760	1,761
	②水洗化・生活雑排水未処理人口 (③単独処理浄化槽人口)	人	1,338	1,886	1,161	435
	③非水洗化人口	人	209	142	87	33
	(4)し尿収集人口 (5)自家処理人口	人	209	142	87	33
生活排水処理率:①/1.		%	94.0	92.3	95.3	98.2

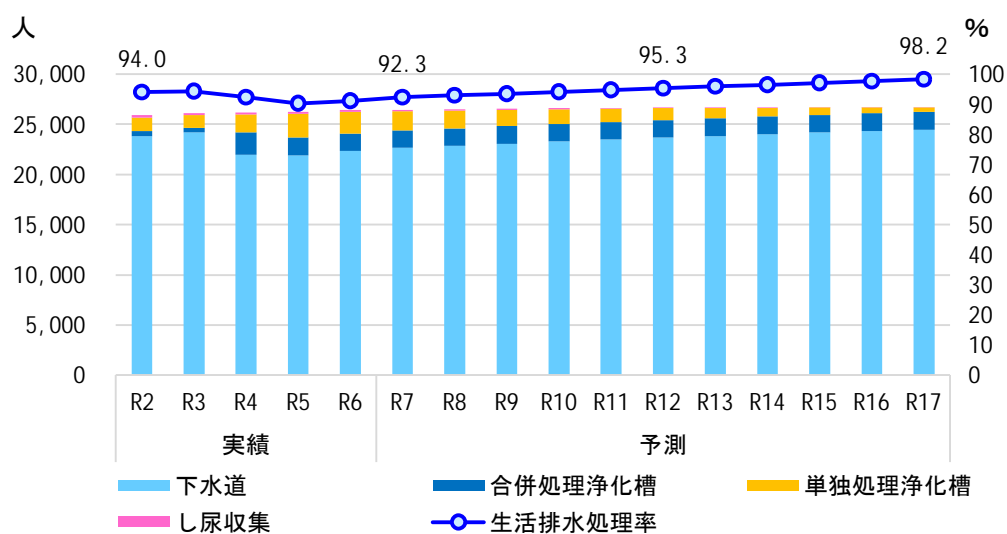


図 4-2-1 処理形態別人口の将来予測

## 5. し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測

令和 17 年度におけるし尿及び浄化槽汚泥など発生量の将来予測は、表 4-2-2 に示すとおりです。

表 4-2-2 し尿及び浄化槽汚泥等の将来予測

区分		単位	R2	R7	R12	R17
			2020	2025	2030	2035
収集量	収集量計	kL/年	3,836	3,331	2,637	1,936
	し尿量	kL/年	402	227	139	53
	浄化槽汚泥総量	kL/年	3,434	3,104	2,498	1,883
原単位	し尿	L/人・日	5.27	4.39	4.39	4.39
	浄化槽汚泥	L/人・日	5.09	2.34	2.34	2.34

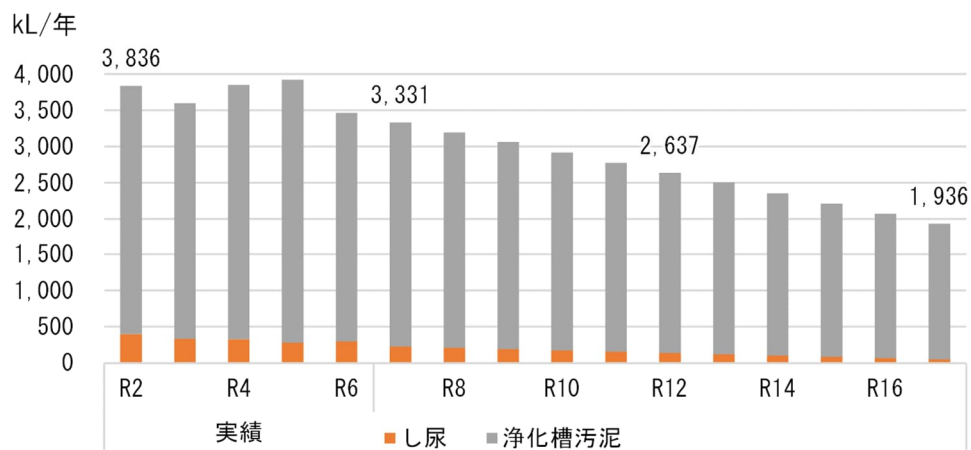


図 4-2-2 し尿及び浄化槽汚泥等の将来予測

## 第3章 生活排水処理の基本政策

### 1. 生活排水処理施設における整備の推進

#### (1) 下水道接続率の向上

生活排水が未処理の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の世帯に対し、公共下水道に接続するよう働きかけを行い下水道接続率の向上を進めます。

### 2. し尿・浄化槽汚泥の適正処理

#### (1) 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、現行の体制を維持し、今後も許可業者が行うこととします。

#### (2) 中間処理・最終処分

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は現在と同様に、組合に処理を委託し、し尿処理施設から発生したし渣及び汚泥は民間業者が処理・処分します。

また、竣工から45年以上が経過し老朽化しているし尿処理施設について、処理機能を維持するための方策を検討します。

### 3. 普及啓発の推進

#### (1) 浄化槽の適正な維持管理の啓発

平成17年5月に公布された「浄化槽法の一部を改正する法律」において、公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽からの放流水に係る水質基準と、浄化槽設置後の水質検査時期の見直しが定められました。

各家庭で設置している合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽について、定期的な点検及び清掃による適正な維持管理を行うよう、住民に啓発を行います。

#### (2) 環境に対する意識向上の推進

子どもの頃から環境に対する関心を持たせるため、小・中学校において水の大切さを教える環境教育を推進します。

また、生活排水が河川や海に与える影響を住民の一人ひとりが理解できるよう、各種イベントの開催、勉強会や講習会等の実施、浄化対策用品の配付等を進め、環境に対する意識の向上を図ります。

#### (3) 家庭における発生源対策の促進

住民に対し、生活排水対策の必要性についての啓発を行い、各家庭において発生源対策を行うよう、住民の自主的な活動を促進します。また、家庭でできる発生源対策の具体例を以下に示し、これらの情報提供を行っていきます。

---

岐南町一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

発行：岐阜県岐南町

編集：基盤整備部 暮らし安全課

岐阜県羽島郡岐南町八剣 7-107

電話：058-214-1360（代表）

---